説

ワイマール期国法学における方法と主体の問題口 ――ヘルマン・ヘラーの議論を中心にして――

次

目

はじめに

序章 問題状況 -危機と国法学

一、国家学の危機

二、意思と理性

第一章 価値相対主義と主体の問題 三、「市民」の危機 (以上第二八卷第一号)

序、法解釈と意志

三、権威と価値相対主義(以上本号)二、手続による憲法保障一、法生産の方法論

大 野 達

司

# 第 章 価値相対主義と主体の問題 ―ケルゼンの純粋法学と手続的正当化論をめぐって-

## 序、法解釈と意志

範の意 という相対主義的立場を主張している。 論 概念法学ではなく、 義国法学にみていた。 一元論の立場から政 的関心を徹底させる形で法の問題に取り 味論的概念分析だけで体系を形づくるものではないという訳である。 観したように、 規範体系を純 治制 彼らにとってみれば、 度の問題と純粋法理論 ヘラーをはじめとする通 論 理 的に把握しようとする認識的関 しかしそれは論理操作だけで法的推 組んだ成果であ その典型がケルゼンの純粋法学であった。 0) 問 説 題とを別次元 批 判者たちは 0) ものとして扱っ 国家学の 心に導かれたものである。 ケ 論が導かれ得るとする俗流に理 危機」 ル ゼンの純粋法学は、 ており、 を何よりも法則 確かにケル 学問 的 0 まり法秩序 価 ゼンは、 このような方法 È 値 義的 判 断 一解され な実証、 その は法規 中立 方法 た 性 È

主義的 から、 民主主義の立場をとっ うな背景を有していた。 による基礎づ らかにすることに向けられる。 本章での関心は、 した状況を眼前にしてそこから諦念とともに退却するのではなく、その中で法や政治を問題にしていくの なものであり、 理 論 的 17 基礎づけの弁証としての弱点を含んでいることも指摘されている。 が困 このようなケルゼン 難であることは、 彼 ている。 もっともケルゼン自身は経済制度として自由主義的立場を肯定しているわけでは は自由主義的イデオロギーの だがその点は別としても、 ケル ヘラーの指摘を待つまでもなくとりわけ近代に特徴的に表面化した問題である。 ゼンの立場を批判する論者からは、 0 価値相 対主義的立場と民主制 弁証者だと理解されている。 ケルゼンの民主制 論を中 ケル 論が最終的にはその ゼン 心とする制 このような理 0 ヘラーらの 政 治理論も 度理 論 ケルゼン批判もこのよ 論との関係を内 法理 価値 的 次 相対主 論とともに形式 元で普遍 なく、 義的 在的に が 的 立場 社会 価 値

した

その を統合的 しようとして 点としての 0) しようとしてい 意 課題であ もの 民主制を含めた制 味での かり に 理 深められることは少なかっ 間 共同 7 解した上で内在 た。 41 題 る。 たの 状況 性 つ また、 (まり、 かに立ち入ってみる必要があるのではないだろう を理 合意を形成していくかがそれであっ 度理 論 論 4 的に反映している。 このような状 的に批判を展開する方が有 時 O) 側 の国法学者の論争も方法的観点が優位になっ 面 0) 構造を検討 た。 況 だが、 0) 41 そうだとすると、 で制 この 度や秩序の存立をい 批判者たち 益である。 た。 前言 この前提のもとでケル 0) したように、 ここではこの点をケル 立場 か。 から かにして確保してい 勿論 てい しても、 ケ ケ たために、 ル ル ゼ ゼンの純 ケ ン自身はこの二つの ル ゼンはい セ ゼ こうした次元にまで批 ンが分離し ンの 粋法学 < か、 法 かにして秩序を確 の生産方法論 はこのような Vi した二つの かにして何ら 次 元を区 次 出 元 判 别 保

ける固 と理 先だってまずケルゼンの 的結合としての す 1 0) j る。 前 る 個 論 枠組みを越えでることを拒否し わけだが、 提として何を措定するかという正当化問 体 有の 構 民 主義 成として 主制 次元を認めないために、 的アプロ 論をはじめとする制度論 理 その実定法をも問題にする立法過程、 論形 0) 弱 ーチをとる民主制 活の 成の課題である。 議 論を以下で概観する。 双 方を問 題に この てい 1 論 この たため L 問題を価 おいてもケルゼ は、 たい 点が 題 個 であっ が は 々 値相 実証 人の利害関心から出発. 木 以 る。2 難 対主義 主義的 上の そして憲法裁判 に陥 ンの 正当化問 点をケルゼンの る 立場は、 的 方法と政 人間 裁 題 判に は 0 人格 治的 人 価 0) お 格 値 過程では、 L V > 制 方法との に還元することになる。 0) てはそれ 度論を中心にして論じてみた 政 共有性を前 それを調整 治 違い 歴 この正当化問 が 史、 「実定法」として制 である。 提とせず、 してい 教育とい くさい 以下で 題 つ 彼 またその 0 た諸 は 問 に、 は 題性が È 領 観 理 度 調 論 化 域 構 整 それに 客観 され O) 0) 表 成 叫 実質 有機 12 面 能

お

化

決定の段階の

違

いを相対化する。

は

個

々具体的な国内

法

玉

際法の

概

念

秩序ではない。

純

### 法体系の特質

範相 た。 関係として理解される。 にあたっては、 分析を扱う「法 (-)ケ Ħ. つまり規範の内容を他 0 ゼンは法規範 関係として完結したものと捉えられ、 0 必ず意志行為が媒介しているという 静態理論」 法 体系の特質を、 法 0 0 規範から論 と対比される 動 態理 論」により獲得された法秩序の 道徳的 理的に 法の 規範と比較して、 主観的なものは法秩序から排除される。 (思考行為により) 動 態理 (ある意味では) 論 である。 導くことはできない。 その生産に必ず意志が介在せざるを得ない 矛盾した形をとっている。 動 態的 客観的な法秩序は、 構造とは、 憲法から執行に至る全ての法 しかし、 法規範の 意志行為に対する その表現 法が 秩序その 生産 が、 Ł 点に求 法概 授権 され 念の 規 る 8

核心は 止状態」を対象とし、 0 動 「義務」「権利」 ル 態理 ゼンは法理 根本規範」 論 は法の生産を規律する法規範を対象とすることになる。(5) 論を静態理論と動 といっ と 動 「段階構造」 態理 た法概念の分析が行われ、 論とは、 態理 にある。 「法が生産され、 論を区別する。 動態理論 論 動態理 適 0 静態理論とは、 用される法過程、 対象である法過程も法規範によっ 粋法学は 論は国家機関 改めていうまでもなく、 「実定法そのもの 「妥当している諸規範の体系である法、 0 法の動き」を対象にする。 活動の持つ意味を分析する。 の理 て規律されるの 論 これらの純 である。 静態理 粋法学の であ 動 一論で 態 理 法 は 対 0) 論 制 静

法

0

点 得る場合である。 に立つ根本規範は、 である妥当性を受け取る。 法 規範に限らず、 構造内のすべての ケルゼンによれば、 およそ諸々の 妥当性の受け 規範は、 規範が体系・秩序をなし得るのは、 各々の規範体系の性質から、 渡しを媒介にして、 構造の頂点に立 つ — ヒエラル つの 実質的 ヒー 根 本規範から、 それら規範の妥当 的 な規範秩序が生 静的 根 本規範と、 直 接 性 まれ 間 が 唯一 接に規 形式的 る。 0 この 範としての 構造に還 秩序 動 的 元さ 根 0 本 頂

規範 定 方を改革 の内容 することで、 めニ が しようとする。 種類に分類される。 確定可能であるとの信仰を打破する点に狙 法規範の 法の 特質を明 みからなる法的 前者は道徳規範の体系に、 b かに L な世界の 従来の合理 確定と、 4 後者は法規範の体系に対応する。 がある。 論 的 Ĥ 然法 また俗流概念法学にみられる論理 それによって「実定法の」 論で形 成されてきた法規範 ケルゼンはこの二 理 論 法秩序に対する考え が 的演繹だけで法的 構 成され 種 類を分

味で 法規範 論は、 性質は、 実質的 れる なる人間 道 (あ(9) 内容的 を直 に当たっ 徳的 なは、 現に実定法として存するすべてのものを説明し得る体系を構成せねばならない。 根本規範を持たな 接に左右せず、 予め根本規範の内容に含まれており、 規範体系に関する実質的・静的法規範は下位の規範と内容的関係を持つが、 0) な結 行 内容から一 て基準となる根本 動であ. び つきではなく、 れ つの 制 その V: 定の手続が問題になる。(8) 体系に組みあげることはできない。 内容の点で規範の 道徳規範の ル Ţ 次の ル 法規範が生産される手続のみを定めるということが、 法生産の基礎要件の指定」であって、 場合は、 内容となり得ない 個 々の 規範の命ずる人間 法規範に妥当性を付与する根本規範は、 規範はそこから具体化される。 従って、 もの 0) は 行動が当為とみられる、 法規範の体系については、 理 論的 「手続の出発点」とい には存在しない。 法規範は道徳規範と異なり 多様な内容をもつ現実の 方、 「法秩序の諸規範 一形式的 法規範の場合には、 つ まり 実定法その わ 法規範の · 動 れる。 望 的 まし この が生産さ 内容は妥 Ð という意 Ų a 0 行 実定 為 0) 的 理 か 0

権関係であること、 志行為を介して、 手 法生産は、 ,続に即 した意志行 規範 法規範が作り 0 規範生産手続きの指示― 内容に関する論理的 為 ――によって行なわれる。 出されていく。 な導出 従属関係であること、 法秩序 が不可能である以上、 根 本の は根本規範を頂点とするピラミッドをなし、 手続を定める根本規範を頂点に、 その指示の中でもまず第一には手続き、 理 論的な思考行為によってではなく意志 個々の具体化段階 そ 0 結 法を生産 0 きは授 で 打 0) 為 意

する主体 (権限) 者 の指 示が重要な要因として挙げられていることに注意しておきたい。 こうした法秩序 0 r)

が、いわゆる「授権段階構造」である。

るが、 学問 は以下で扱う法的な意志形成の実践的な手続形成にも反映される。(2) うことに対する否定的評価は、 とはできない。 とともに、 るのだが、 して不確定なものの不確定さを際立たせ、 根 の流儀に従えば、 本規範について見たように、 ケルゼンの主張の核心部分を一貫させればこのような認識を帰結する。 法に特定のイデオロギーを含ませないという科学主義的態度の現れでもある。 秩序の完結性という観点からは不確定な部分が骨格の中に残ることは許されない。 上述のように、 そうである。 ケルゼンは言語・概念の意味につき、 法体系が規範の内容から体系を形成することができないという動態理 法の世界、 法の生産には意志行為が媒介を行ない、 客観科学の領域からは不確定なものを排除することが導かれ 法秩序の中では 理 論 動態理論はA 多義性を認めつつも一 的 には 少なくとも枠の内部での 内容的に完結 X ル クルから受容されたものであ イデオロギー 定の枠 少なくともケルゼンの した体系を形づくるこ の存在を認めてい 選択が残るとい 論 る。 の立場を導く 批判の帰 この

それは決定手続 0 0) 実践は、 秋機能である。
 (13)
 (13)
 (13)
 (13)
 (13)
 (14)
 (15)
 (15)
 (16)
 (16)
 (17)
 (17)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
 (18)
国家機能 法 理 合理 論 不可避的に侵入してくる「意志」をどのように処理してゆくか、 的 0 中 に扱 では、 行政、 の問題、 まり規範により授権され、 てゆくかである。 偶然的内容をもつ意志を、 立法、 ケルゼンの体系中では国家形態論となる。 可 法 この関係で動態構造論の見地から国家の具体的構造はどのように理解されるか。 がどのように位置づけられるか。 意志行為により下位規範を形成する規範と規範との結節点がこれらの 授権規範の形成により一つの法体系につなぎ止めてい 授権段階構造として把握された法秩序の中で、 ケルゼンは法秩序=国家と考えているが、 いかに―― 少なくともケルゼンにとっては る。 他方、 個 法的 玉 法 17

方、 法の重 なく、 立法の 憲法 その 心 は法 0) 任 内容をも定める点にある。そうした個別的諸規範は、 次 務は、 律の生産される手続の規律にあり、 0) 段 階 裁判行為、 は、 立法手 行政行為の生産と内容を等しく定める点にある。」。 続で生産される一 内容については定められたとしてごくわずかな程度でしかない。 般的 諸規範であって、 通常、 その 裁判所や行政官庁による設定を要求する。 機能 は 個別 的 諸規範の 機関と手続だけ 憲 で

歴史的: こから容易に予想されるように、 法→執行にいたる一連の法生産のプロセスとして捉えられて 規範の指 として排除されねばならない。 憲法により授権と―― の解 その他 消 示に従い裁判や行政行為が行われる。 は実証主義的思考の特質である。(16)の諸条件の中で、その政策的合理性 わずかなものではあるが だが、「法政策」の領域では、このドグマは即座に無効となるわけではない。 純粋法学の法認識の中では、 裁判・ は別 個 行政行為は、 内容の指示を受けて立法が行なわれ、更に、 の問題として扱われる。 ている。15 三権を併置する「三権分立」は否定され、三 「立法」に対して、「執行」として一括され 伝統的三権分立論は立憲君主制支持のイデオ ドグマの相対化、 「質的差異 立法された一 八の量的 権 政 は、 治的 般 口 立. 的

1 ないと考えられている。 用・法生産の に ・う中間 みて法創造とい 最上位にある根本規範と最下位にある判決・ 司 法 的 で 形態も 両性格をあわせもつものであり、 は な う 43 性 とい 要は政策的にみて合理的 格の う理 立法と司法との原理 強 13 由で否定されることは 可 法的外観 |的区別はここでは否定され、| (灯) 違いではなく両表 0) 制度を形 合目的な制度であるかどうかという観点から考察されるのであ 行政行為の執行を除く、 ない。 違いではなく両者の 成することも、 あらゆ る司 法に法創造 合理性 い 立法的機能を持 わ ゆる 「量的な」バランスの違 合目性の 0 = 機 能 権 が 見 認 に つ司法である憲法 めら つい 地 からの れるた て は、 問題となる。 8 があるに 4 に、 ず 裁 n 相対 判 も法 過ぎ 所 単 的 適

た問題に全く無関心だったということを即座に意味するのでは

な

11

### 法解釈と意志

し<sub>た</sub>[8 既定のものとする立場を否定したのは、 基づく分類、それに即した合理性をどう考えるかという問題である。 このような合理的な手続形成の を排除する効果をもっ 次元での 一の手続に重点が置かれる点にある。 上述べたように、 ケルゼン自身は、 政 治的 問題 た。 ケル 解決に関 少なくとも純粋法学の体系内部では扱われる余地はない。 以上のような相対化を前提として、 ゼンの体系中では 問題は、 わる。 つ このような手続様式形成次元での まり、 その結果として、 現実に意志が対立・協調し、その中から一つの意志が生み出されてくる関係 「法の動態理 国家制度全体の中での 論 個々の決定機関の特質の相対化をもたらし、 ケルゼンは政策次元で合理的な手続の構 が優位を占めるに至り、 ケルゼンが法の動態構造論で法の内容の 権力の分配の方法の他に、 政 治的 。要素を考慮に入れる余地を作り だがそのことは、 そしてそのことの意味 個 々の手続の性質に ケルゼンがこう 成を構想する。 様々なドグマ 問題を、 は 法

ある。 さ! 価 内 値 面 ケルゼンの法生産論では第一に決定権者の問題があり、 ない 裁量の広さ、 0) この 問 しは 題 両 者 主観の領域が関わってくる。 意志決定の 0 決定の 有機的結合が実際の決定の場では問 問 及ぼす影響の大きさの故に、 題をめぐっては残ることを承認してい ケルゼンの場合も内面の領域についての最終的な非合理 この 題となる。 問題は重大である。 次に決定権者の決定の準備段階をなす手続による合理 る。 勿 論 とくに憲法裁判についてはその 13 かなる決定を下すかという問 性という考え方が 規範 題に 的 は決定者 拘 東 化 が

としている。 (19) 際の このような関心から、 決定内容を空白 だがこれはケルゼンの体系の中では民主制論・ のままに止めたことを評価 フィ・ ヴ エクは、 ケル ゼンの しつつ、 法の 意志決定をコントロ 動 態理 憲法裁判 論 を、 所論での議論となる。 概 念法学的な思考様 1 ルする理論を構築することが必要だ 式とは フ イ 1 ヴ 異 なり、 工 クのこの 規範定立

機 である 法的 して言えば、 批 0) が存在 危機」状況をめぐって見てきたように、 判 中 では、 があり、 決定につき内容 してい 法適 その 多元論 た。 用 背景 0 具体的 的 ケ の論理 í な理解をしている。 には ゼンはその 的導出を否定したことには、 過程を対象にしているためこの 価 値 相 対主義的、 中でなおかつ 当 ケルゼンは客観化を進めていった結果としてこのような見方が ない 時の議論には価 従来の科学観にとどまろうとした。 し多元主義的世界観が共有されてい 勿論素朴な概念法学的思考、 局 値 面を取り上げてい 0) 領域にとどまらず、 ない が、 る。<sup>20</sup> だが 科学の方法論 な フ 13 価 1 既にヘラー しはその 値ない ーヴ I, し実践 イデ ク 般に Ö) Ó 才 いうように、 導 ぅ 0 つ 口 領 ギ か い 域 玉 n て Ì 0) 家学 12 た 関 危

釈論 化 学化された法学の外 いう問い が及ぶべきだとは、 ところで、 は に答えることはできず、 枠の フィーヴ 理 論として知られてい 部 ケルゼンは考えていない。 ·エクが 0 領域では法解釈とはどのように考えられるのか。 問題にしてい 法規範の る。 持つ「解釈の枠」 客観科学たる法学の法解釈としては、 た法解釈方法次元の を確定することのみがその課題だとい 問題につき、 法実務の領域での解釈にもこのような科 若干補足しておきたい。(22) 実質的 にい とだという。 (23) (23) 論 ケ が正 ル か セ し客観 ン 0) か 法 ٤

えば れるものである。 実 憲法と法律、 務 […]大小の違い での を適用する行為との関係では、 解釈は、 それらの手続相 法律と判決間 ひとり裁判 はあれ常に自 0 所においてのみ行なわれるものではなく、 関係 互間に解釈対象についての質的相違は認 由 は、 裁 これらの行為によって補充され 量 規定、 0) 余地が残らざるを得ない もしくは拘束である。 ために、 〔…〕しかしこのような規定は決して完全では ねばなら められない。 立法府や行政官庁においても等しく 上位 ない 規範 枠としての性格をもつ 「法秩序の は規範生 産もしく 上下関 係 は 0) 関係、 行 行なわ 過ぎ 例

関 帯 外 0 しうるには機 びることになる。(26) 世 部 0 解釈とそれ以上の者の解釈とでは、 般 界」に入ることができるのであり、 に位置づけられるかの違い、 的 規範 が、 能的にも必要な場合もある。 意図 解釈者の目には法規範は「枠」 一的に未規定の部分を残していることは事実上不可避だし、 つまり授権の有無が両者の相違である。 その活動 それによってはじめてその行為が法的な意味をもつようになる。(②) だがその中での 動 の意味が異なるとする。 として映ることになるが、 「解釈」 は、 ケル 人は法秩序により授権されてはじめて「法 解釈者が法秩序の セン ケル 具体的事案との兼ね合 の見方からすれば決定という性格を ゼンは同じ解釈といっ 内部 に位 置 いで判 づ ても、 け られるか 断を下 法機

きない 数の 可能性 釈される枠の確定は科学としての法解釈が取らねばならない態度であるが、 何 'n については何れも等価だとする。 が īE. L V. か は法理論の問題ではなく法政策の問題であって、 このうち何れが優先するかについては、 実定法の外部の基準・ 学問 的 実定法より基準を導くことはで 解釈作業により獲得された複 規範・ 価 値などに依

しなければならないことになる。 (28)

実定法として妥当するのは、 を設定する権威なしに規範はない。 窃盗を犯した村長は処罰さるべし、 規範は当為を定めるのであり、 当該規範が権限ある裁判官の意志行為によって定められた場合に限る。 当為は意欲の相関物なので、 つまりこうした規範の意味をもつ意志行為なしに規範はない(30) 禁固に処せらるべし、 という個別的 規範は意志行為の意味であり、 規範が問題となっている場合に、 故に真でも偽でもない。(29) <del>\_</del> このような規範 規範

理 されてい ルである。 は ある。 秩序により与えられる「権限」 る場合には、 例えば法学者の意見が公的な決定の根拠となる時代ではない今日のように、 勿 論事実の 学者の 問題として間接的に影響を及ぼしている点を見逃しているという批判は可能だが、 0) 意見が必ずしも決定に取り入れられるとはいえない以上、 「権威」 の有無、 授権の有無が裁判官の解釈と法学者の解釈を区別するメ 法学者と裁 ケル ゼンの見方にも一 判 官が 職 論理 務 ル 一必然的 上区 面 クマー O) 別

る。 説明を追 ゼンは それ では 求する学問 次の 裁判官などの ように説明 観に立つ説明としては法秩序という客観的世界へ してい 決定権者にとっ て法規範の 「枠」はどのような意味をもつのであろうか。 の関与を尺度としたものとし 裁判官 7 は 貫 判 7 断

この 為 所が村長 については、 意味をなす 場合には 全ての窃盗 は 窃盗犯であると確定し、権限ある裁判所が村長は投獄さるべしとの主観的意味を持つ行為を設定した場合、 裁判所の行為のもつ意味は裁判所が設定しようとする一般的規範の意味に 次のようにいうことができる。 個 犯 は投 别 的 規範の 獄さるべしという一 妥当 性は一 般的規範の妥当性により根拠づけられ得る」。 般 全ての窃盗犯は投獄さるべしという一 的規範と、 窃盗を犯した村長は投獄さるべしという個別 般的規 致する。 範が 妥当し、 即ち、 的 権 規 こうした行 発をの 限 ある裁 関

る。 な規範 ることになる。 (33) 1 が理論的 b 的な問 左右せず、 た個 法理 一が妥当性問 仮に枠の外部にあるものがあたかも枠の内部にあるもの 別的 が創出されたの 題では ように個別的 論的には、 になし得ない 規範の妥当性を云々することはできない。 新たな法が生産されたと観念されることになる。 ない とり 題との関連をもつようになる。(32) という。 「枠」の持つ拘束力の わけ最終審では 規範そのもの か、 ためである。 それとも上位規範の適用 そこで決定的なの が この点が法規範の特殊性 Ł は 般的規範によって根拠づけられ得るというのは、 遵守 や他 は論点から外れることとなる。 0) は、 審級 権限ある機関が下した決定であれば、 規範と規範との間に介在する決定行為に対する授権の有力 で取り消され がなされたのかを決する基準でしかなく、 必ず「枠」 道徳規範の体系と異なり、 である。 であるかのように決定されても、 る可 内で選択すべしとの実質的な要請 結局理 能 性 かい ない以上、 実質的な拘束力の 論 的 レヴ I その決定は確定的 ルでは、 かなる決定も妥当な規範であ 法体系の中では内容的 理 論 的 それは 確保は法政 そこから直 な問 解 があっ 釈 題 0) 決定の妥当 で 策的 て初 なも 枠 接に獲得さ 無であ つ て、 なも は O) め な導出 にな て、 新 るか 性 た を

とは、 な様相をもつ実践の出発点へと連れ戻すことにあるといえる。この状況での決定の場の構成が公共性問題定についてはそのことを明らかにすること、これらの作業によって実践的決定のありようを明らかにし、 されている。「枠」を確定する解釈が実践に対して持つ意味は、(35) れば、 な様相をもつ実践の出発点へと連れ戻すことにあるとい 実践レヴェルでの合法性原理の要請を待たねばならない。純粋法学では、規範のいかなる決定といえどもこの意味での(形式的)法治国家から外れることはない。 実質的 法治国家、 合法性 の要請という観点の下で扱われる。 枠を示し他の解釈の可能性を示すこと、 あらゆる国家が法治国であるとする前 規範の具体的適用次元の 規範に即した決定を行なうこ 題 枠外に 問題は排除 常に多元 と関 ある決

## 三 合意と合法性

くるが、それは法解釈論としては展開されていない。

当事者の位置が具体的 られるかという論点に議論は収斂してい 以上、 展開 する法生産論 法解釈という狭い 0 議 状況に即して位置づけられるに至っておらず、誰が決定するか、 論にも拘らず、 範囲 で 0 ケル かざるを得ない構造になっ ゼンの 主観主義 議論 ―客観主義の枠組みにいるために公共性の領域に議論 を振り返ってみたが、 ていた。 そこでの問題は、 この当事者をめぐる議論 4 かにして決定に権威 裁判的 決定過程の中 0 欠如は、 が及びえなか が与え での

デルである「契約 主義的法治国家論をとるからである。 しいと考えている。 たことに由来する。 こうした意志的領域の V) ての保障問 題 が生じてくる。 11 自律 民主主義者ケルゼンは議会の立法権限を最大限に承認し、 処 と 理 問 独 題については以下の「法生産の方法論」の検討に委ねられるが、 それは 裁 !! しかし執行段階での意志の介在もまた不可避である以 他律」に基づき、 41 わばコンセ ンサ 立法二 ス原理と合法性原理との交錯問題 契約、 執行 三独 その実現にのみ執行 裁という形 が民主的 其 の制度的現れである。 ケルゼンは 立法の妥当な執行に 0 玉 家構 課題を見る民主 成 基 本 的 最 モ

終的 論 な法的 法生産の 方法 関 論 かい である憲法裁判 集約 的 に現 わ れてい 所論も 専ら制造 度の 合目 的 性 か b 制 度設 計 が 問 題とされ、 ここではケ ル ゼ ン 0 制

度

ある。 る。 され 客の 実質に 示してい 認識がもたらされている。 枠組みをもってい 題として取り上げるには至らなかっ な 環境 多元主義的 *د* با ه たケル 融 しかし、 0 その反面で 相互関係 合の結果としての おいては、 この問題を指摘したのがヘラーである。 る。 ゼンの議論は、 民 世 E 一界観に関しては、 係に 主 「家認識としては、 制 ない。 利害関心に依拠した孤立的個人を前提としてい かかかっ (あるい の自己否定問題と同様、 この点は次章以降で扱う反合理主義の諸議 ているのであり、 「主体の喪失」 は相補的に)、 これは、 安易な方法論的転換を許さない ヘラーとかなりの ケルゼンが純粋法学で提起したものとは異なる、 ケルゼンがどこまで自覚的であっ た。 純粋法学の中では、 とい 擬制された法的 この 具体的手続 う事 制 ケ 態に対する批判的意義を有する。 共通性をもつものの、 ル 度が ゼ 適切 ンは議会制民主主義論や裁判論での かい 適 「主体」 切に働 危機 に働 極度に客観化を進めた結果として、「主体の喪失」 < . る。 は法秩序の くには、 かどうか の深さを示す深度計としても機能してい 論から批判 そのため たかはともかく、 後述するように、 ば 主体相互の関係を明らかにしなければなら 中に位置づけ 基本的には主体 0) 結局 対象となる。 その意味で「危機」 反合理主義国家学がもたら 0 ところそれを支える主体 「関係性」のもつ抑 6 主体相互の関係性次元を問 思考過程 れる。 これが 相互の や前 関係性を捉える か 主 の表現 L 提 圧的 観主 反 として る 面でその という と理 性 義 0) した主 であ 格を 解 で る

以下では彼 0) 制 度論におけ る特 質を見ることによっ て、 上の 問 題を更に掘り下げてみたい

 $\widehat{1}$ この関 心は、 ケルゼンに限らず、 ワイマ ル国法学全体に対する本稿の視座でもある。 なお、 /\ ーバ 1 スの近著のタイト

もある事実性と妥当性との関係―緊張問題もこの次元を示していると思われる。Vgl. Jürgen Habermas, Faktizität und Geltung (1992).同書に示された見解については、本稿末尾で全体を振り返りながら検討する予定である。

 $\widehat{2}$ 有機体論はこの点を問題にしているとはいえ、それが新たな形での客観を生み出さざるを得ないという限界については次章以降

3 して、 で触れる。 ケルゼンに関しては既に数多くの優れた研究が公表されており、本稿でもそれらを多くの点で参考にしている。代表的なものと 長尾龍一「法理論における真理と価値」『国家学会雑誌』七八卷一・二号、五・六号、七・八号、九・一〇号、一一・二二号

同『ケルゼンの周辺』、高橋広次『ケルゼン法学の方法と構造』、手島孝『ケルゼニズム考』、長尾/新/高橋/土屋編

ルゼン研究

 $\widehat{4}$ Kelsen, Reine Rechtslehre, 2. Aufl., S. 72

5 純粋法学の体系内にとりいれられた。Kelsen, Vorrede zur zweiten Auflage der Hauptprobleme der Staatsrechtslehre (1923). 初期ケルゼンにおいては、法の動態的考察は欠けていたが、フェアドロスの根本規範論、 メルクルの段階構造論に影響を受け、

長尾龍一訳『ハンス・ケルゼン』法学論』所収、一六○頁。また、立法過程法の成立という観点から論じたものとして、新正幸「立 法過程法の理論-――ウィーン法学派の立法過程論の特質とその限界――」『世良晃志郎先生還暦記念(下)』所収、二五一頁。

 $\widehat{6}$ Kelsen, Reine Rechtslehre, 1. Aufl., S. 1, 『純粋法学』 (横田喜三郎訳)、一一真。なお、ケルゼンの純粋法学が本当に実定法そ 超歴史的なものかどうかは議論の余地はありうる。

7 のものの理論として成功しているかどうか、 「特殊なものが普遍的なものに含まれるように、ある道徳の数多くの規範は既にその根本規範に含まれている。

従ってあらゆる

特殊な道徳規範は、 普遍的根本規範からの思考操作により、つまり普遍的なものから特殊なものへの推論により獲得され得る」。

Kelsen, Reine Rechtslehre, 1. Aufl., S.63,邦訳一○二―一○三頁。もっとも同書の第二版では、このような規範体系の成立を、道

徳についても道徳規範が超越論的ないし慣習的に自明のものとされない以上は否定している。Vgl. Reine Rechtslehre, 2. Aufl., S.

 $\widehat{8}$ 「ある規範が法規範として妥当するのは、 その規範が完全に定められた方法で成立し、完全に定められたルールにしたがって生

特定の方法によって設定されているため、常にその理由の故にのみである」。Kelsen, Reine Rechtslehre, 2. Aufl., S. 198

- (9) Kelsen, Reine Rechtslehre, 1. Aufl., S. 63-64,邦訳一〇四頁
- 10 Verfassung (AöR, Bd. 32, 1914)° に対して直後に根本規範は歴史上最初の法とされるようになる。Vgl. Reichsgesetz und Landesgesetz nach der österreichschen およそ法体系が完結するためには措定せざるをえない仮設点なのである。Hauptprobleme der Staatsrechtslehre, S. 410-411.これ 上の仮設であるとされていた。つまり、 Kelsen, Reine Rechtslehre, 1. Aufl., S. 63-64,邦訳 実際にこの根本規範に従って最初の制憲行為が行われたという事実を示すものではなく、 一〇四頁。 初期には根本規範はア・プリオリに存在するものではなく、思考
- (11) Reinelechtslehre, 1. Aufl., S. 74, 邦訳一一八—二一九頁
- $\widehat{12}$ 必ずしもそれに従う必要はない。 両者を無媒介に一体化して論ずることは、 法の段階構造論の中で手続きに対して優位を与えたことの意味を考えることが以下での課題とな ケルゼンの方法論からは不適切だが、 ケルゼンの「思想」を対象として扱う場合には
- (1) こうした主張から、憲法の本質的機能は一般的法規範設定の機関と手続きを規定する点にある、と理解される。Vgl. Reinelecht-法」と考えられる。Vgl. Kelsen, Die Funktion der Verfassung, in : WrS., S. 1971-1979, bes. 1978 slehre, 1. Aufl., S. 74-75,邦訳一一九─一二○頁。これは実質的意義での憲法であり、形式的意義では改正や立法の点で憲法特有 の形式を与えられたものが考えられている。後には憲法概念は相対化されて、下位規範に対する上位規範は、その限りですべて「憲
- 14 訴訟当事者になることがそうだが、およそ法的に意味のある行為とは、このように客観的法秩序の生産に関わるものだとケルゼン は考えている。Vgl. Kelsen, Reine Rechtslehre, 1. Aufl., S. 49-52, 邦訳八三一八六頁。 国家機関に限らず、一般私人も場合によっては――つまり授権があれば-客観的法秩序の生産に参与することになる。
- (15) Kelsen, Reinelechtsehre, 1. Aufl., S. 76, 邦訳 | 二十一十二三頁
- $\widehat{16}$ Kelsen, Die Lehre von drei Gewalten oder Funktion des Staates, in: WrS., S. 1625-1660, bes. 1650
- $\widehat{17}$ カール・シュミットはこのような区別を前提としている。Vgl. Schmitt, Der Hüter der Verfassung, 2. Aufl., S.
- $\widehat{18}$ 台とする裁判的弁論、 た。アリストテレス『レトリカ』第一巻の二、1358b。 いわゆる 「議論領域」の問題である。アリストテレスは三種の議論を分類し、 儀式やオリンピックの演説競技を舞台とする儀式的弁論を、 尚 この点の簡潔な説明として、三輪正 それぞれ未来、 議会を舞台とする政治的弁論、 過去、 「議論領域と価値」『理想』 現在の弁論として位置づ

あてるという目的のため、

- $\widehat{19}$ 八〇号所収、 その際に補充されるべきものとして考えられているのが、「聴衆」「討議」という概念を中心とする「 トピク的言語用法であるという。Theodor Viehweg, Reine und Rhetorische Rechtslehre, in: Revue internationale de 七七―八六頁。また、小畑清剛「裁判のレトリック論的位層--関係論的地平から」(『実践地平の法理論』 動的レトリック」 所収)。 構造であ
- $\widehat{20}$  $\widehat{21}$ も少なくともあり得るとみなさねばならない。それ故相対主義は民主主義思想の前提とする世界観である」。Kelsen, Wesen und を超える絶対的なものの想定を否定する哲学や学問の方向が考えられるならば、批判主義や実証主義の世界観に至る。 philosophie 138. 学理論は経験の範囲を必然的に超え出るものではあるが、しかし人間の仮設以上のものでなく、したがって明証的でもなければ、 Wert der Demokratie, 2. Aufl., S. 100-101, 『デモクラシーの本質と価値』 (西島芳二訳)一三一頁。 「明証性に与えられた神の保 真理や絶対的価値が人間の認識にとって閉ざされたものであると見なすものは、 相対的真理、 証を排除する時、 誤りのないものでもない。これはカール・ポッパーが見事に論じた現代の考え方である」。ペレルマン『説得の論理学』(三輪正訳) ||||六—|||七頁 もっとも、ペレルマンはケルゼンが法実務の活動を純粋法学で排除している点につき、法や裁判過程の現実を無視しているとい す人間と同じく 「絶対的価値、 実証的なもの、 相対的価値のみが人間の認識の到達し得るものだという考え、そしてあらゆる真理やあらゆる価値は 1981 4. p. 547 あらゆる思考は人間的思考となり、 絶対的真理の信仰は、形而上学的、そしてとりわけ宗教的 つまり存在するもの、把握し得るもの変転し得る、そして常に変転する経験を前提とし、 常に席を立ち他のものに席を譲るという用意が無ければならないという考え、これらは批判主義や実証主義 それとともに誤診のあり得るもの、論争を避け得ないものとなる。 ―神秘的世界観の前提をなす。 自分の意見だけでなく、自分と対立する者の意見 こうした前提 従ってこうした経験 ――それらを見 有効な科
- $\widehat{22}$ Law, State, and International Legal Order; Essays in Honor of Hans Kelsen (ed. by Salo Engel, 1964), p. 255. なね う意味で、実証的ではないとの批判を投げ掛けている。Chaim Perelmann, La Theorie Pure du droit et l'Argumentation, in : についてと同様に、 以下の叙述では必ずしもワイマール時代にケルゼンが公にした著作だけを対象にしているわけではない。だが、 「レトリックと法・正義――-Ch. ペレルマンの法哲学研究-ケルゼンの議論の展開は初期に内在していたものからの発展形態であるとの理解から、 以下では後期の著作をも適宜参照している。 ―― (三)・完」『京都大学法学論叢』一一三巻六号、二五頁以下参照 彼の思想傾向に照準を 授権段階構造論

- $\widehat{23}$ schaft, 5. Aufl. (1983), S. 80.) つことは言うまでもない こうした法解釈の理解は、 法律学の実態と余りにかけ離れているという理由で(Karl Larenz, Methodenlehre der Rechtswissen-なかなか賛同を得ることはないようだが、そのことが逆に常識的な理解に対する批判的意味を持
- (축) Kelsen, Reine Rechtslehre, 2. Aufl., S. 34
- (5) Kelsen, Reine Rechtslehre, 2. Aufl., S. 346/347.
- 26枠を何らかの取り得る意味で補充する行為は、 全てのかような場合に枠をなすに過ぎない。その枠の内部では複数の適用可能性があるのだが、その際こうした枠の内部に止まり、 ように、 る法決定者の意志もしくは設定者の選んだ表現に一致するように決定する、相互に矛盾する両規範の一方もしくは他方に一 行なう法行為は次のように行われる。 「意図的もしくは意図せずに下位段階が規定されていない全てのこうした場合には、 あるいはあたかも相互に矛盾する両規範が互いに失効したかのように決定する、という形で行われる。適用さるべき法は、 法規範の持つ様々な意味の何れかに一致するよう決定を下す、 何れも適法なのだ」。Kelsen, Reine Rechtslehre, 2. Aufl., S. 法適用に複数の可能性が現われる。 何らかのかたちで確定され得 執行を
- 28 $\widehat{27}$ Keine Kechtslehre, 2. Aufl., S. 349 の答えは解釈しようとする法の示す枠の確定、それ故こうした枠の内部に存する複数の可能性の認識でしかあり得ない」。Kelsen 「解釈 (Interpretation)」という語を、 「法律から唯一正しい判決や唯一正しい行政行為を獲得するという任務は、 解釈しようとする対象の持つ意味を認識によって確定することと理解するなら、 憲法の枠内で唯一正しい法律を創るという任務と、
- Rechtslehre, 2. Aufl., S. 350/351 なのだ。まさにそれ故、 主として同じものだ。〔…その裁量範囲の差はあれ…〕裁判官も法創造者であって、こうした機能を果たすが故に、 […]このような意志行為によって、法適用機関の法解釈は、あらゆる法解釈、とりわけ法学の法解釈から区別される」。Kelsen, Reine 法適用手続での個別的規範の獲得は、 一般的規範の枠を補充するという限りでは、 意志機能なのである。 制約つきで自由
- (2) Kelsen, Recht und Logik, in: wrS., S. 1470/1471
- (\vec{\pi}) Kelsen, Recht und Logik, S. 1484
- (元) Kelsen, Recht und Logik, S. 1487/1488; 1490
- [(···] 有権解釈、 つまり規範を適用せねばならない法機関によるこの規範の解釈により、 適用せんとする規範の認識上の解釈が

呈示する可能性が実現されるだけでなく、適用せんとする規範の示す枠の全く外部にある規範が生産されることもあり得る」。

Kelsen, Reine Rechtslehre, 2. Aufl., S. 352.

 $\widehat{33}$ 当化問題に関する見解を共有している。ただ、裁判官の法適用義務の問題は、ケルゼンにとっては純粋法学の外部の問題とされる 用義務を説明できていない、 Kelsen, et la Jurisprudence, in : Archives de philosophie du droit, tome 30, p.83-94. 本稿での見解も、ケルゼンは裁判官の法適 のではないかと考えている。 こうした問題をより詳細に分析するものとして、井上達夫「決定と正当化」『新ケルゼン研究』一四七頁以下、Michel Troper, Hans つまり法的決定は裁量とされざるを得ないとする、トロペールの議論や井上の裁判官の法的決定の正 しかし、それが問題とされる決定過程全体に関する構想も、結論的には同様の図式を示している。

(34) 形式的法治国と実質的法治国との区別も、これと同じ事態を示す。

 $\widehat{35}$ うることが、法学のより狭い領域では示され得る」としている。Vgl. Kelsen, Der Richter und die Verfassung, in:Das Recht der Arbeit, 12Jahr/Nr. 6. 57 Heft, 1962, S. 289 ff., (S. 292) ュタインの流れを汲む英米の言語哲学が語用論を問題にすることに対して、「言語の使用から解放されてのみ多くの進歩が達せされ ケルゼンはこのことを自覚的に行なっている。これは言語学でいうプラグマティクス (語用論) 次元の問題だが、 ヴィトゲンシ

36 in: What is Justice ?; collected essays (1960), p. 350 ff.ここでは法権威の解釈は「政治的解釈」と呼ばれ、 滋「イデオロギー批判としての法解釈」『新ケルゼン研究』九一頁以下。 Kelsen, Reine Rechtslehre, 2. Aufl., S. 354/355. ごのような機能は、 政治的諸原則が働くとされている。学問がそのような解釈を行なうことを否定しているが、政治が科学化されることは要求さ イデオロギー批判と言い換えることもできる。 科学と政治との違いにつき、 Kelsen, Science and Politics 上位規範だけでな

## 、法生産の方法論

### 序 自律と他律

ここで「法生産の方法論」 とは、 ケルゼンが 般国家学』の第七章以下、 つまり 「国家秩序の生産」 で展開して

念である。 定手続 体化されるべきものとされる。 ンのモデルはさし当たり記述的なものであり、 えて検討 る部分であり、 に立つことはできない。(2) 0) 構成に関 している。 法生産を連続したプロ 第九章「生産方法 Erzeugengmethode」が副題として「国家形態論」とされているように、 わる諸議論である。 これは、 決定の抽象的正当化基準ではなく、 例えば公法・私法の対立も否定され、 セスとしてみるならば、 ケルゼンは、 何れが望ましいかは、 手続内容、 あらゆる決定の質的差異はひとまず相対化され 手続構成の問題を、 法生産全体の中での各段階の決定様式構成 私法二自律、 状況に応じて「自律」「他律」という両極間 公法=支配というような原 É 律 /他律の の二極関係を基 る。 0 運的 意思決 補 礎 で具 ル 助 前 セ 概

では 行なう点にケルゼンの方法論的特質がある。 ることをケルゼンも否定しない。 かにある。 契約は水平的決定、 ない。 「自律」と「他律」の違い だが、 従って実際には一般に契約を中心とした私法秩序が自律的であり、 歴史的・社会的な具体的背景がモデルから捨象され、その合理的配分を全体の合目的性の観点 行政命令は垂直的決定の一 は、 決定者と被決定者の同 民主主義者ケルゼンは 般的モデルである。 性、 つまり被決定者が決定手続で決定する主体であるか 「理想状態」 いうまでもなくこのモデルはさほど珍しい 公法の命令的秩序が概して他律的であ での決定ならば、

否

理 は民主制論での主張を取り上げ、このモデルの具体的適用を見てゆきたい。そこでは決定当事者の多数性や合法性原 法生産の各段階の相 を選択する。 0) 要請などにより、 しかし「制度」の問題としてはここにとどまる訳にはい 互関係にではなく、 契約モデルと命令モデルが変容を受け、 国家的決定過程=法的過程 相互に組み合わされることになる。 0 内部的構成を検討するの かない のは当然である。 が適当である。 従って、 前者=契約モデル 国家諸機能 以下で から Ł

#### 民主制論

規

立法段 見地 まずケ から に ル 階 従って民主制 ゼ での ゼンの民 検討 て が 法生産 純 してみ 粋 民主 È 法学者であると同 制 論そのものにも、 の方法論 論を追ってゆき、 制 の正当化をめぐって従来より議論のあるところである。 両者がどう であり、 一時に民 理 関 ケ 民主的決定モデルをその根拠づけとともにまとめておきたい。 連するかは、 念とその合目的的具体化という二面 ル ゼンの体系中では、 È 制 0) 擁 護者でもあることはよく 価 値 相 対主義と民主制 最も集中 的 に法生産手続 知ら 性が現れてい 0 関 これにつき、 係 れてお 0 問 題とも 'n, 0 問 民主 題 本節では か 絡んでい 扱 制 われ 論 と純 てい 民主 制 る。 度 るからで 制 は、 成

なり うな理想的な形での決定が行われるにせよ、そこでは自由の理念に大きな制約が加えられる。 契約」という全員の合意に基づく決定は各人の意思の自律を保証するものと考えられてい 古代的自由理念」、 う理 的 尺主 範 由である。 ようが自分自身の意志に合致することへと意味変化する。 者により が な 衝 が 服 念との 制 一突する現実の社会では支配・ 従者 成立すると、 Ĥ 0 自らの 理念は自 か 出 集団的意思決定では、 b 解き難 概念が変 独立 自田田 人間は・ 「アナーキーの自由」から「民主制の自 して H 13 衝突が明白に示される。 と平 意味変遷する過程に対応している。 が制約されることより生ずる平等の要請をも実現するため、 0 Ľ - 等とのは み可能なものだ。 由にそこから逃れることができなくなる。「ここに個 統 自由 強制 合、 0) が不可避であることを示している。 つまり平 理念は理想的には全員一致を要求する。 社会秩序のこうした客観的妥当性は 社会的秩序はその最も内的 等な自由として現わ Ĥ 由」への変化と呼んでい ケルゼンはこうした事態を 由とは本来アナーキーなものだが、 れ\_5 な性質 それ 民主制という制度が導入され からして、 人 は複数の る。 支配に対するアクセス、 特殊社会的なものに 0) ルソーの社会契約がそうである。 自由とい 国家から 「ゲルマン る。 人間 客観 う理念と社会的 ひとたび秩序なり ところが、 が 的に、 0) Й Ĥ Ĥ 的 田 由 を主 H Ħ 相 むけ から 田 Hまり 仮にこのよ るの 理 0 張 国家 支配 対立 念 秩序と 結 n から それ 規 た認 から 周 0 0) は 範 あ 根

前

提

に

におき、

その

中で如何に

「自由」

「民主制」

の理念に近づき得るかを考察してゆく。

ず、 法的 もできない。 的 能 ン だ 序に関するある 識 たがその が形式 であ に ここでケル 不確実なものを排 なもの) とっては、こうした規範の内容が規範服従者の意思により定められたとしても変わることがない 度できあ 主義を貫き、 ìE. ケ 当 ゼンの このような 0 16 ル がると、 セ 種 原 か ンは 存在 理 п 関心 的 能 除 であっ な抑 客観 法の 論 は個 法の 法 的主 秩 的 動 压 ても、 態理論 的 序 理論的客観 張 な法の世界を構築するにあたって意志の 人と社会秩序との関係につい 世界 性 が の帰結として、 |格を示している。 人間に対して法の世界に入る資格を与え、 およそ社会秩序は、 で確定した客観的な法の世界は、 の構造は、 性を獲得しただけではない。 この社会秩序の正 人間 ケ ル の主観的意志から独立した ゼンは、 その内容に関 てのル 法実践 シー 当 性は 法は人間の 介入を排 このような事態を表現したものと読むことも 的観点に規定されている。 わらず 0) 個人の立場からなされるべきものとされ 問題を扱う出発点としてこのような認識 また人間 強 制 除 意志によって作られたにもか したが、 的 「客観的」 ٠ 抑圧的 は自 それにより 由にそこから抜け出 なもの な性格を有する。 上に引用した社会秩 0 (社会的 意志とい は 確 か なも である。 (7) う主 すこと か ル ゼ 口

法生産の動態化 できる限 実に立 道をケル 7 間 ルクス主義 <u>.</u>E. は 0 無秩序 脚 ような前 ゼン 実現され 視 は 0 0 状態に耐えられないという 界 玉 とら 提 開 0 家死 から ない。 放性 及 うるかが、 ぶ限 滅 は、 論に対して、 可変性により、 客観 りの未来に実現可 共産主義社会に至れば、 意志決定の 的 制度を破壊するという「革命主義的」 ケ ル 方法を巡る議論である。 ゼン 人間観がある。 共時的には全員一致が不可能であるという問題については、 能9 が加えた批 なものでなければならない 人間 三の支配、 こうした「現実的」 判の 中で示されているように、 つまり 通時的に見て法秩序が強 方向も導かれるが、 国家は存在せず、 からである。 制約の中で、 政治理 ケ 物 制 V3 その ル の管理 的に働く かにす ゼンの ようなアナ 論 があるのみとする 0 中に れば あ という側 多数決原 ŋ かたは は 自 生身 曲 キ 面 1 は が 現 0 な

持 一合理 性により、 それぞれ 「最大限 0 解決が可 能だとケルゼンは考えてい

でも、 の変容にもう一歩を進めたことになる」。 それにより可能なのは本来の理念への接近に過ぎない。 の文脈にあるのではない。 ともいえる特別多数決も、 理念としてはともかく、 契約により、 なお自己決定という語を用い、各人は自分自身の意思にのみ服しているというならば、そのことは自由 それ故全員一致により秩序は成立するが、この秩序を多数決によりつくりかえていくことにすると、 現実の場面での多数の危険性にも勿論注意を向けてい 現実の全員一致は、 反対者が少数でも阻止可能なことから否定される。「自由の理念に従えば、 とりわけ現代国家では不可能である。 しかし民主制はそれで満足する。 る。 数の上ではより ケルゼンの議論は理論 多数の意思が通用する場合 賛 (成者の 的 仮 数が多 当化

関係を指摘するにとどめ、多数決原理の持つ意義につき続けていきたい 多数当事者間での決定の必要性という事実的要因が、 更に構成員が増えれば代議制という形態をとる必要もでてくる。この点についてはケルゼンの多元主義支持との(旦) 「契約」モデル→全員一致を多数決という決定様式に 変容させ

セスは、 契約的に行われる。 の場での多数決原理による決定も、 当化の根拠となるのだが、 過 程 ルゼンは の合理性の 基本的に弁証法的 ては問題とならないが、 「契約」を民主的決定のモデルとしていた。そこでは最終的には当事者の意志の合致が自律に基づく正 上に基礎づけている。もっともこの合理性は規範的正当化の論脈に即通じるものではなかった。「契約」(3) そしてこの形が民主的なものとして肯定的に評価されている。 契約=決定の内容やそのプロセスも度外視できない。(ユン) なものだが、 ①多数 そのプロセスは問題とする余地がある。 ケルゼンは多数決原理を実現する議会制のプロセスも、 一少数の二派に統合された後、 ②弁証法的プロセスを経て妥協という形で 契約に 国民全体の意思決定手続である議会 価値相対主義の立場では、 おいて意思表示の合致に至るプロ このような弁証法的 決定の

との妥協を生み出す。(15) 主制 学的」な次元の である。 を多数の側の決定内容に取り込み、決定手続の中につなぎ止めておくことが不可欠であり、そのことの圧力が少数者 理 0 理 会統合力が働く。 念は 的 発展 |強制力があるという。このような形で二当事者に組織化された多数派・少数派の関係でも同様に妥協を通 0 理 [みられるべきではないか。この疑問は彼の人間像と突き合わせた上で検討されるべきである。[17]理念とは論理必然的関係をもたないのではないか。つまり契約ないし妥協に向けての過程全体 (後退?) ケルゼンは価値相対主義の立場に立つため、この公開性や討論にもとづき「妥協」を生み出す過程を、「心理 問 形態である多数決原理による決定には、 支配が永続的である為には、 題と理解した。 このような合理性の性格は、 この支配ないし秩序の安定化を目的とする「機能主義」とも理解し得る立場は 決定手続そのものが維持されなくてはならない。そのためには少数者 規範的正当化というより、統合に向けた機能的合理性をいうもの 決定主体に対して多数を獲得すべく統合していくい つまり契約ないし妥協に向けての過程全体の中に民主制 した社 わば心 民

<u>î</u> Sozial-technologie: Was leistet die Systemforschung? 問もある。 遍的聴衆」といった概念、 man, Justice, law, and Argument, Ch. 6; Robert Alexy, Theorie der juristischen Argumentation. 岩倉正博 Bemerkungen zu einer Theorie der kommunikativen Kompetentz, in: Theorie-Diskussion Theorie der Gesellschaft oder って、彼の議論は規範的正当化の文脈ではなく、 とした国家構造という形で論ぜられる。 い。この点は本稿の中心テーマである個人概念の問題と関係するという点にだけ言及しておく。Jürgen Habermas, Vorbereitende 一化であるが、 抽象的 正当化としては勿論自律が民主的に唯 この点は当時の議論状況における理論枠組みの欠如、 価値相対主義者ケルゼンの関心はこのような次元にはおかれない。彼にとりこの問題は、公共性の構成問題を中心 さらにはこれらを整理して一般的な議論のルールを示そうとするアレクシーらの試みは、 もっとも後述するように、 手続の機能性に向けられている点でおよそ性格を異にするのではないかという疑 正当と考えられている。 『批判理論と社会システム理論』 つまり相対主義の弊害かどうかについては本章最後に問題とした ケルゼンの議論は外的手続の機能性に関心が集中している。 ハバーマスの 「理想的発話状況」や、 (佐藤 /山口) /藤沢訳)、Chaîm Perel ペレルマンの その哲学的 従

## 『実践地平の法理論』所収

- $\widehat{2}$ in demokratischer Sicht, in: Rechtstheorie Beiheft 4, Ideologiekritik und Demokratietheorie bei Hans Kelsen, S. 133-148. 줘 開放性と閉鎖性という基準に基づいて、 アハターベルクは法律関係論の視点から、メタ法的決定の必要性をケルゼンの法段階説における規範の捉え方と重ね合わせつつ、 アハターベルクの主張は、 民主制論の次元では基本的にケルゼンと一致する。 民主的秩序形成の視座を提出する。Nobert Achterberg, Rechtsnorm und Rectsverhältnis
- 3 ない。それは独裁的規範生産の典型的事例である。一方、 Reine Rechtslehre, 1. Aufl., S. 110. 邦訳一七一一一七二頁。 う法生産の本質がある――、公法上の行政命令では、 〔契約〕場合、 義務づけられることになる主体は、 義務づけられることになる主体は、 私法上の契約は、 義務づけを行なう規範の生産に参加するが――ここにまさに契約とい 法創造の明らかに民主的方法を示している」。 Kelsen 義務づけをなす規範の生産に全く参加し
- (4) ヘラーも同様のモデルを用いて秩序形成の問題を論じている(Heller, Souveränität, in : G. S., Bd. II, S. この私法秩序理論とゲノッセンシャフト的内部秩序論との関係について、 ちの反個人主義的立場 そのことか彼らの立場の違いを示してもいる。 デルもこの対概念に由来する(Erich Kaufmann, Das Wesen des Völkerrechts und die clausla rebus sic stantibus, S. 128 ff.)。 シャフトとゲノッセンシャフトという対概念についても同様であるほか、 法秩序に則った認識を示すウェーバーとを対比するものとして、 だがこの私法的水平性が「民主的」なものであるかどうかについての理解の相違は重要である。つまりギールケは契約秩序に関し Historia juris 比較法史研究①』一八二頁以下。 それが対等関係だとしてもゲノッセンシャフトとは捉えていないように、この関係性のモデルの実質については相違があり、 ――これは社会契約論批判となって現れる――との違い、つまり自由主義と民主主義との結合問題である。 個人を核とした水平関係の私法モデルとの連続性を示すケルゼンと、その批判者た 海老原明夫「ヴェーバーとエールリッヒ」『比較法史研究の課題 ゲノッセンシャフトを一般化するエールリッヒと近代私 後述するカウフマンの従属関係法と対等関係法というモ 59.)。ギールケのヘル
- $\widehat{5}$ 態がもたらす強制への反感、 ることは自然の力そのものである。社会秩序により負わされる他者の意志の重荷が一層堪え難く感ぜられるのは、 実践理性の至高の二要請が結びついたものであって、 「民主制の理念は 理念に多かれ少なかれ接近した政治的現実ではなくて、 屈状を強いる他者の意志に対する抗議、 社会的存在が有する二つの根源的欲求の産物である。その一つは、 他律の苦痛に対する抗議である。 先ず理念について述べようと思うのだが 自由を求めて社会に反抗す 他人のもってい 社会状 人間

権利がどこにあるというのだ。』という一層根本的なものである場合だ。 るあらゆる大きな価値を否定しても自分自身の価値を守るという原始的感情がより直接に人間にあらわれ、 消極的な要請に仕えることになる」。Kelsen, Vom Wesen und Wert der Demokratie, 1. Aufl., S. 4, 邦訳四―五 体験が、 命令者その人に対して、『あいつも俺と全く同じ一人の人間だ。俺達は平等だ! かくして平等という全く消極的な理念は、 それならあついが俺を支配する 服従を強制されるとい 自由という

- 6 chauung ung Erziehung (1913), in: Wr S., S. 1518 ケルゼンはおよそ「社会的 sozial」ということを、教育の場面を引きつつ権威的と理解している。Vgl. Kelsen, Politische Weltans
- 7 Kelsen, Vom Wesen und Wert der Demokratie, 1. Aufl., S.7, 邦訳八頁
- 8 比しつつ、 問題をめぐって――」『現代の法哲学 純粋法学をラング次元の分析と捉え、パロールにあたる法の運用につき、 |郎はケルゼンの法理論を「疎外態」としての法認識と捉えている。「哲学と法哲学について・覚え書き-井上茂教授還曆記念』所収、「異説・ケルゼン考」『新ケルゼン研究』 所収。 ソシュー
- 9 会理論を「自然の秩序」に依拠する自然法論と批判している。S. 26, 二一頁。 Sozialismus und Staat (2. Aufl., 1923), S. 207. 『社会主義と国家』(長尾龍一訳) 一九二頁。これと対比される予定調和的な社

トピック・レトリックの問題としてい

- $\widehat{10}$ Kelsen, Vom Wesen und Wert der Demokratie, 1. Aufl., S. 7-8, 邦訳八一九頁
- 11 べての支配は下からみれば秩序である」というより実在的な次元で表現している。Heller, Souveränität, S. 59. ヘラーはこのよう な認識から、秩序における決定統一体の不可避性を導く。この点はヘラーとカウフマンに共通する国家死滅論批判と関係している。 代議制をとる場合、 Kelsen, Vom Wesen und Wert der Demokratie, 1. Aufl., S. 12 ff., 邦訳一四頁以下。 現実に存在する多様な意見の分布を適切に議会に反映させるという理由からケルゼンは比例代表制を支持す ヘラーはこのような秩序の性格を「す
- $\widehat{12}$ zur Kelsen-Rezeption Hermann Hellers, in: Der soziale Rechtsstaat (Hg. Müller/Ilse Staff), S. 693 ff., 「くミトン・くトーシ 体制の基盤を掘り崩すことは、 論文によれば(七二頁)、ケルゼンの説を引きつつ意思自治の原則のイデオロギー性を批判するフランスにおける研究があるという 所有的個 こうした問題を含めて契約一般につき、星野英一「契約法の歴史と比較法」(『基本法学4―契約』 もともとケルゼンにこのようなイデオロギー批判的側面があることは言うまでもない。また、このようにして資本主義 人主義批判者としてのハンス・ケルゼン」『北大法学論集』三二卷一号) 及び、Christoph Müller, Kritische Bemerkungen 社会民主主義という彼の政治的立場と関連させて読むこともできる(この点については、 所収)を参照した。 今井弘道

続様式を示すものである。

だがここで述べている「契約」 ハンス・ケルゼンの間の論争についての批判的論評」 はメタ・イデオロギー的なものではなく、民主制という一つのイデオロギーとの関連で扱われる手 (兼子義人訳)『ワイマール共和国の憲法状況と国家学』三○○頁以下を参照)。

- 13 このような観念を認め、こうしたイデオロギーの働きで社会共同体を形成する個々人が、概ね二つのグループに組織されることに 「社会の現実に向けられた考察にとっては、多数決原理の持つ意味とは数字の上での多数の意志が勝利を得ることではなくて、
- 14 15 判 だと考えていたのではなく、 との関係に触れる必要がある。 ある」。Kelsen, Vom Wesen und Wert Demokratie, 2. Aufl., S. 56. 邦訳八四頁。 Kelsen, Vom Wesen und Wert der Demokratie, 2. Aufl., 邦訳八五頁。 「統合」という点に関しては、 見地からすれば、この「機能的」な議会を通じた統合以外で統合を実現しようとすることは、 と軌を一にする。 用語では 「[…] いわゆる多数決原理にしたがってつくられる共同体の意志は、多数の少数に対する独裁であることは全くなく、 「機能的統合」のレヴェルに限定しようとしている。スメントはこの点を批判する。それはリベラリズムや議会制 統合の様式にあるという点を指摘しておきたい。ケルゼンは基本的に手続的な側面、 詳しくはスメントの「統合理論」に関して議論をする場に譲るが、 問題は、 スメントの
- ある共同体意志形成への参与を断念するであろうから。このことにより、 実では多数の少数に対する絶対的支配は全く存在しないという事実と関連している。多数派の少数派に対する独裁が長続きし得な プ双方の感化の成果として、 与えるのだ。このことがまさしく議会制民主主義に特有の事柄である。 を表す」。Kelsen, Vom Wesen und Wert der Demokratic, 2. Aufl., S. 56-58, 邦訳八五一八六頁。 弁証法的―対抗的技術によって妥協を達成しようと意図しているからだ。〔…〕妥協とは、 (vertragen sich) ことだからだ。 のは完全な影響力の喪失を宣告された少数派は形式的なものに過ぎず、従って自分達にとって無価値であるばかりか有害でさえ るものの為に退かせることである。あらゆる交換、あらゆる契約は妥協である。なぜなら、 - 多数派たる性格を奪いとるのだ。まさしくこうした可能性が、少数派に対して、 スメントはそれ以外の実体的な媒体を用いて統合を実現しようとすることになるが、ケルゼンの価値相対主義 両グループ相互の衝突する政治的意志のベクトルの合力として生ずるのであり、そのために社会の現 多数決原理は、 まさに議会制システム内では、妥協、つまり政治的対立の和解の原理として効果 なぜなら議会の全手続は弁論と反論、 少数派は多数派の一 結合せんとするものを引きはなすものを、 多数派の議決に影響を及ぼす手段を ―まさに概念上少数派なくしてはあ むしろ有害だと考える訳である。 しかしまさにワイマール憲法の 妥協とは和解し、 ケルゼンは統合が不要 論証と反証に基づく 両グルー

妥協的性格に批判が向けられていたのである

- 16 の点はヘラーにおいて明確化する。 し国家制度の構想における機能性の意義が評価され なければならないということは別問
- (17) この点については本章最後で、学問論・教育論などを素材にして扱う

# 二 執行の民主制と法の支配

的な態度はそのことを示している。 家を実現するには、 このような法理論的主張とは次元が異なる。 決定段階の質的差異を相対化するものであったからである。 の法理論上の立場では、 節⑴では立法の民主制に関するケルゼンの基本的な見解を概観した。 個々の段階全ての民主化が妥当な訳ではないと考える。 決定の民主化を立法段階に限定する理由は存在しない。 前者の次元では、 しかしながら法政策的主張、 ケルゼンは全体として― 法の創造と法の適用とを相対化 「執行の民主化」に対するケルゼンの否定 授権段階構造論 -できる限 民主的国家の の主 実現の 民主的 するケ 問 個 ル 題 な 々 ゼ

す(2) な組 ら国家意思 つまり国家制度全体の民主的組織化を実現するためには、 れる。 規範の執行段階では、 織 官僚制 中央行政庁では決定権限をもつ官吏の「責任」を中心とした執行体制によってこの目 の必要性は国家の規模に由来するものであり、 ケル 0 適 組 ゼンによれ 織 法な実現 内部の統制においては、 ば、 をめざす 民主的原理 この決定段階、 「責任」 (手続への参加・自治) 中心のシステムにも裁量の余地が存在することをケルゼンも認めている。 全体として一定の偏向を帯びる可能性があるが、これに対してケルゼンは(3) 特に執 行段階での民主制と国家= 民主制に特有の要請でないことはいうまでもない。 と適法性原理 個々の手続の民主的構成ではなく、 般規範の的確な実現) 法制度全体での民主制とは 的は実現され 適法性 との対立 0) 理念が妥当 る。 しかしなが 対 立する。

楽観的である。執行の民主化が必要とされるのは、 くなっているから、 そして上述の決定権者のもつ傾向性=官僚制問題の故に他ならない。 このシステムの帰結として、 現実に民主制の理念との乖 この点では現代国家システ 離が

ムに対するケルゼンの認識は不十分である。

具体的問題との結節点がみられないままに終わっているのである。 純粋法学の法認識の中に潜在的に含まれていると見ることも不可能ではないが、それは抽象的次元にとどまっており、 国家分裂の危機 なっている状況が異なるからである。つまり官僚制組織などのシステムの自動性にむしろ問題を見る状況とは異なり、 が ともあれケルゼンの枠組では、 :価されることになる。 (5) から ケルゼンの議論の時代背景をなしているからである。上述のように、システム問題に対する意識は、 勿論、 この主張をそのまま今日の現状におきなおして評価するのは公平ではない。 執行段階では適法性の原則が妥当し、 民主的手続よりもむしろ官僚機構による決定 背景と

をできる限り小さくする」ことが前提となる。 司法機能ができる限り予め設定された一般的規範によって定められ、その結果行政機関や司法機関に残される裁量権 要素の存在は、 の立場から導かれる ところで、この適法性原則が担保されるためには、 各決定に意志の介在を認めるケルゼンの立場では当然である。従ってその統制は、 (認識とは別次元の) 問題として残らざるを得ないのである。 だが、 解釈・裁量が完全になくなることは期待できない。 ケルゼン自身が「法の支配」について述べている「国家の まさしくケルゼ 裁量 的決定 行政·

響という限りでは、 性を別にしても、 つまり先の決定モデルでは専制的決定となる。 このように官僚制的な適法性原理実現のシステムとされた行政の決定では、 ケ 当事者の参加を否定している訳ではなく、 ル ゼンの枠組の中では当事者の参加は副次的なものとして扱われざるを得ない(で) しかし手続形成全体を見渡すと、 むしろその意義を評価 している。 法的 ケルゼンも な決定権 しかし、 限 間 は 影響力の 接 行 的 政庁に 実

の機能 ある。 ちろ 決定との関係では、 個 Z が期待できるとすれば、 ん法 0) 段階での適法 |が議会制度を通じて民主的に構成されているということが国民意思との第一次的な媒介をなすが、 憲法の 公定解釈権を有 反省的にこの媒介を保障する必要がある。 性 0) 理念の その根拠は何か。 優位 Ļ は、 法秩序全体のコントロ この「法」とそれが由来する国民意思との関係を保障する制度を要請 少数者保護にはいかなる手続によって最もよく実現され 1 これは典型的には行政裁判、 ルを受け持つ憲法裁判 所の 組 織 憲法裁判制度の 手続に少数者保護 るの 間 する。 題 で

間 司法審査 それでは何を判 ような場合には、 す 体 ならない。 を認めるなら、 題 Ó 0 法規範 はここで再 政策的 し権 は 非 利 0) を解釈の 間 を客観的 問 民主 そこでは少数者保護 題 題 び 的 の関 当然憲法裁判所の判断 が 断 尖鋭に現 民主制 基 例えばワイマ であるとい 「枠」と捉えた上で、 準 判 わり とするの 断 との が持ち込まれる。 根 れる。 拠として措定するのであ 関連で う、 か。 1 0 ル 基礎となる 可 語られる場合には、 期の 法審查 また決定権者、 は政治的性格も強くなり、 憲法のような一般 司法審査権論争でE・カウフマンが主張したように、 このような状況で、 反民主主義論は、 「法=権利」 及び れば別だが、実証主義者ケルゼンはこのような立場をとり得ない このことが中心的論点であったはずである。 決定の民主的 性の強い 侵害を単 「近視眼的」であろうか。 民主的に選出されることの殆どない 規範ではこの「枠」、 義的な解決も困難となることを前 純に認定すれば済むと言うに止まらない、 正統性はい かにして担保されるの 憲法規範相 つまり 実定法の 裁量 互の対立も生じ得る 裁 0) 法解釈の 判官 提としなけ 幅 上位. であろう が広がること が にある法 決定を下 理  $\mathbb{F}$ 家全 11

社 政 会 治 的 う可能 共同 īF. 当 体に 化 性がある。 0) 議 共 通 論としては、 0 価 だが、 値を想定 民主 ケルゼンの 制を実質的に解する立場に立てば、 判 断 ように民主制を形式的に捉えるならば、 0) 根 拠として示すことによっ て裁判所 実定法の 上位. 0) 国民 人権 13 0) 保障などを民 ある自 決定した実定法以外に 的 人権 的 IF. あ 統 る

を達成するため

より、

この

問

題に答えようとする。

ケ

ル

ゼ

ンの

議

論では、

法秩序の妥当性

は

ある程度

0

実効性に支えられてい

ることが条件であ

つ

た。

統 的 いう要請 には相 化を与える根 から、 対的なものであっ の役割分担とそれに応じた目的合理性 絶対 拠 は 的 本来ない に求められてい たが、 筈である。 このような法政策的 た。 般 なぜなら国 0) 裁 判 に 次元 お 民 いては、 視座 0 には 世論を汲み取る手続と裁判や行政 から区別されるからである。 存 実定法的 在 しな 61 な 立法 IE. 統 化 執行 0 根 拠 0) が、 両 的 者は全体としての 決定との 全体としての 相違 尺 は 民主 主制 理 論 制

0

官 しそこでの目的合理性は一 そ 類似したも ル 反 の民主制という視座からの目 実質的法治国家の 映 0 0 ゼ 決定の 判 も必要である。 ンには所与のものとしては存しな 断 0 のとなる筈で、 側 結果は全国 面 からも、 要請である憲法裁判 ケルゼンは、 民に影響を及ぼす。 判 このことだけを取って見ても通常の裁判所とは異なる組織形成 般の裁判所とは異なる尺度を必要とするだろう。 断基準の 的合理性の次元で議論される。 民意を見出す認識方法を考察するという方向ではなく、 枠 1, 所の是非につ が広がる以上、 従って、 民意とは意見の布置状況である一 自律を本旨とする民主制を前提とすれ Ų i ても、 意志 正統性の 単 0 線的 介在 な が増大し、 0) 問題も目 IF. 統 憲法裁判所で 化 0 が 次元ではなく、 的 適切に明らかにされる手続 また法律 合理的 の争い 判断 ば 民意 が必要となってくる。 の違憲性 「枠」 の 一 このような全体とし 0 、性質は、 要因となる。 が争 勿 0) 論 充塡には民意の われ 多元 立法 るなら、 論者 裁判 しか 府 成

定的 に規 憲法裁判 なもの 範違反であっ 及でうっのとして通用する。 奪り(回) (回) 様々な執行機 実際的効果にとどまらず、 機関 この意味でもケルゼ 度 IE. 確に 0 権限付与を第一義的 (裁判所·行政庁) は規範違反は ンの議 論理 0) 的 なものとする彼の 判 論は にあり得ない。 断 0 裁判官決断主義 統 とい う目 法秩序 憲法裁判所の決定が及ぼす政 的 ]や上訴 的 論からい 様相 を帯び 審級 は、 終結 憲法裁 ることになる。 の必要 判 この実効 性 所 治 0 か ら、 決 的 定 公 は

ある。 また破 憲法の 別憲法規範の解釈問題を介してにせよ、法秩序全体の実効性が妥当性の問題と触れ合う場が現実に問題となる場合は、 服 念は お 相 61 する者の 関 ても法 関係をもっ 規 壊するような行為が取られないように、 危機 範 0 承 的 政策的場面では実効性の担保は理論超越的 存 状況 認のみにより支えられるのではなく、 在 た強い 0 である。 最低条件であり、 概念ではなく、 ここに問題を設定する限 その 論理 程度としてもイエリネクの 的に別次元に属することも強調されてい 様々な意見を法秩序へと媒介させ、 Ď, 物理的強制力により規範を実現することも含まれる。 なものとして無視することのできない問題である。 実効性 0) 問題は、 いう 少なくとも当該秩序を破壊されることなく、 事実的 なもの 激しい対立を沈静化させることに る。 その場合の 0) 規範力」 実効性 II ど理 ことに、 とは 論 ル 内 ゼンに 秩 在 序に 的 個 な

0 序保持型の よっ 下位手 を転覆するに至ることは極めて稀であり、 を主張し得 が充分に作用してい るかもしれ 「公開性の理 議会に て国民 ル グゼンは、 続 に 関 ない おい 0 お 心に由 ない。 利 V3 念 憲法裁判所を抵 弱 害が完全に反映されることはない てはい てはこのような不満を直接に顧慮するよりも、 者 だが、 によるものでもある。 来するのではなく、 たとしても、 (構造的弱者ないし少数者) わば幾何学的に利害関係の合力として決定の方向が導かれることとなってい このような不満を公的な手続に乗せることは、 抗権の代替物と考え、 依然として不満が解消されている訳ではない。 潜在的な意見や利害をも顕 つまり、 秩序の安定ということだけを問題とするのであ も存在する。 Ļ 議会も憲法裁判所も少数者が世論を介して国家の意 憲法に関係する問題を憲法裁判所で集中的に解 多数の横暴的な結果がもたらされることもある。 勿論このような極めて小さな勢力の不満 むしろ法的安定性を優位させている。 在化させた上で利 不満を小さい芽のうちに詰 議会や代表制の手続 害の 適 12 切な合力 ば取るに足らない 力 たの 決することとし、 を産 既に述べたよう み取るような秩 か で 志形 国 仮にこ は だ 家秩序 が、 2 Ħ 成 出 6 0) それに 0) 手続 利

たという事実を背景にしている。

用を及ぼす可能性を開くという批 判的 公共性の 機能をもつのである。

に詳述するが、 後にはこれとは異なる主体間 人間像を前提とし、 が保護される保 議会制での手続により達成される 単に数の問題に止まらない論理ないしは 証 はない このような計算的理 公開性の理念も十分な意義を実現することができない の関係性をもたらす論理の萌芽が内在していなければならない。 性に勝れた当事者を意見の一 「利害の合力」というケル 価値意識がなけ 致に導く形式的な制度を思い れば、 ゼンの比喩は、 ケル のではないだろうか。 ゼンの構想した制 目的合理性の この 浮 問題につい 度の みを志 中で少数者 ては後 その 向する

だが、 える上位の尺度が議論の根拠づけのために何らかの形で必要になってくる。 これを主体の側ではなく客観法の観点からみてみよう。 実質的にはその内容が争われることにより、 共同体の「政治倫理」「道徳的事実」のような、 憲法裁判所では、 憲法規範に対する疑義は許容され 主体の問題もこうしたものの 更にその判断を支 位置 づ けと

関する。

して統 能が要請される。 ケルゼンが弁証しようとした憲法の番人には、 具体的な決定の下される空間 ・シに ĺ ルゼンは法秩序論の中では、 ゼンにとってはこのような価 制するかに関心が向けられてい おい ても、 憲法の ワ イ 危機的状況では、 7 1 ル多元主義をめぐる論争、 ない 最終的には根本規範という仮設を持ち出して、 「憲法の番人」はまさしくこのような状況のもとで必要とされる。 値の た。 しは決定手続の問題に関しては、 共有性を否定するような事実が前提として存在していた筈である。 このような かくして客観的形式主義が主意主義と表裏一体となっているのである。 所与の 「道徳的事実」 「道徳的事実」に依拠し、 議会制の危機はこのような「道徳的事実」 を措定してかかることはできない 不断に意志的要素が流 法体系をい それを明らかにするに止まらない わば宙吊にした。 れ込み、 0) ケ 不存在 ル それを以下に ゼンの からであ かくして が ところ

理

解

0

つの応用

問題である。

かどうかはともかく、 0 判 克服 所 論 0) ではこの点はどのようにして克服されているのであろうか。 仕方は予防的に国家=法秩序の危機を除去することであっ これは憲法の番人は誰かという問題にとどまらず、 た。 具体的な手続の構成については次節で扱うが、 この主張が危機の現前に対して有意味である 意思決定としての「政治」、 つまり「法生産 そ

般との ゼンの とい 従っ 敵 司 概念を受け入れるからこそ、 政治的なものの本質がシュミットの言う通りだとしても、 地位を否定することとなる。 法形 ケ う 7 ルゼンのように法秩序全体につき、 関係にあると捉えるなら、(12) モデ 式的 関係 理 シュミッ 由 に統 0 ル は 中で構想されている。 は、 ない。 ŀ 制され 法的決定様式を一 の立場からは 政 治理 た政 論 治空間を示してい シュミットのように 政治的空間の構成が政治理論にとって急務となる、 はこのような前提を克服することが必要だが、 ケル ケルゼンのこのような「法治国」 般的 従って、 ゼンは憲法の番人の問題に答えていないということになる。 決定手続を質的にひとまず均質化してかかることは、 な形に修正したものである。 いるといえよう。 ケルゼンが法秩序として限定した領域は、 「政治的なもの」 政治的空間がこのようなものとして構成され 理論は著しく非政治的なものということになろう。 が危機的状況におい その意味で、 シュミットの言うような政 とも言えるからである。 ケル ゼンの てあらわになるような 全体としてこのような意 政治的 法の しかしながら、 生 産 なも 論 ねばならない 治的なものの は 0) むしろケル Ó 特権的 政 友 仮に 治

定を政 決定が一 る。 ル 下さ 治 ゼン 点については、 的 は法= n なものと考えるが故に、 る場 『は意志』 国家という理論を立て、 とりわけ自然法的立場からは法的決定の決断主義化と批判されることもあるが、 的 領域として、 ケルゼンにおいては、 空白の 国家の本質を別の まま残されてい 「法的空間」= 側 た。 面 この領域で法形成が行われるのであ 観点から考察することを拒絶 「政治的空間」 という図式が成り立 してい る たが、 逆の が この 面 0 個 であ から 々 決 0

題にされるのである。

だがこのような立場の(非)歴史性こそが問題にされなくてはならない。従ってむしろ問題はいかなる手続を以て決定 提 見ると、 を統制するかであろう。 の中にとどまりつつそこで決定を導こうとする議論は、 極端な法治主義化と見ることも可能である。 勿論、 議会と裁判とが全く同じものだという訳ではない。それらは空間の構成要素として問 実体的! 価値基準の不存在という理由で等しく批判の対象となる。 価値の存在を前提とする立場からすれば、 相対主義的前

期の があることは否定できない。しかし国家を前提として政治を捉えるなどこのような、政治を法という客観的制度の側面からのみ見る立場では、 果たして何らの「道徳」なしに、機能的に把握された手続・制度が安定して働き得るかどうか、この点はワイマール 扱 決可能だと考えられているように思われる。 ものであることは理解されよう。 つこと、またそれが「政治」として触れることができない部分を残すことがないという、 っていきたい。 ルゼンの議論の意義は、 政治状況・社会状況を反映した問題である。 の頂点に立ちつつ、このような空間を支えようとする「憲法の番人」 このような決定空間を「道徳」 しかし国家を前提として政治を捉えるなら、 国家を前提とした物理的暴力に代表されるような次元の問題は、 次節では そして理論的には、 「政治的空間」 から切りはなした点にあるといえよう。 上述の主観相互間関係での空間構成問題である。 の問題をより詳しく見て行くために、 日常的な政治の問題が抜け落ちてしまう難点 上のような図式がケルゼンにおいて成り立 におけるかような「空間」 法治国家的発想につながる この次元 しかしながら、 構成の 中で解 問題を

 $\widehat{1}$ 間 ここでケル 接の自治的決定様式のことであって、 ルゼンが 「執行の民主化」と言うことで考えているのは、 行政観察制度や、 住民参加は直接の考慮の対象から外されている。 地方自治やタウン・ミーティングに代表されるような直接・ 問題は飽くまでも決定

- 決定者に対して影響を及ぼすが、それらは決定そのものの問題とは考えていない。 ては圧力団体、裁判や行政的決定に関しては、 の主体であって、決定主体--例えば裁判官-住民運動や消費者運動、 ―に対する事実上の間接的影響力の行使は、 あるいは法廷や聴聞会での発言や弁論はある程度、 別の次元の問題とされる。議会につい
- 2 Wert der Demokrarie, 2. Aufl., S. 71, 拜訳一〇〇頁。 も適していることが示される。合議制は個々人の責任感を弱めるだけでなく、責任の所在が曖昧になる」。Kelsen, Vom Wesen und 「〔…〕 他ならぬ議会に対する責任が考慮される限りでは、 独裁的な内閣制、 単独機関による執行の方が特種民主的な合議制より
- 3 偏向と呼ぶかどうかは判断の分かれる余地はあるけれども。 現代に行政の民主的統制を問題にする場合には、むしろこちらの側面がクローズ・アップされるといってよいであろう。それを
- $\widehat{4}$ 関に於いては、自治的行政団体によるよりも、 のこうした部分の独裁的組織化による方が一層良く保護されることは疑いない」。Kelsen, Vom Wesen und Wert der Demokrarie, Aufl., S. 73, 邦訳一〇一頁 「執行の適法性 -そしてそれは民主的立法にあっては国民意志、従って民主制そのものを意味する――は、 中央政府によって指名され、これに対して責任を負う単独機関、 即ち国家意志形成
- (5) Kelsen, Vom Wesen und Wert der Demokrarie, 2. Aufl., 邦訳一○二頁。勿論このように言ったからといって、 級及び下級官庁のラディカルな民主化は、立法の民主制を廃棄する危険を意味するものに他ならない」と消極的な評価をしている。 Hüter der Verfassung sein ?, in : WrS., S. 1896. 地方自治についても、地方分権の必要性は認めつつも、「地方分権が形成する中 参加を全く否定した訳ではなく、行政も司法形態性をとることによって当事者の意見を聞くべきことは認めている。 との意味は手続としての目的合理性であって、個々の決定における自律という要素では必ずしもない。Vgl. Kelsen, Wer soll der 但し、このこ 行政手続への
- 6 Kelsen, Foundations of Democracy, P. 77, 『民主政の真偽を分つもの』(古市恵太郎訳)二〇二頁
- (7) この領域は議論のもつ意義をいかにして組み込むかという問題に他ならない。従って、法解釈についても同様の問題は生じ得る。 参照、本章序 (二)。
- 8 らは、国家の諸機能の適法性・適憲性を保障する機関の役割は、 Kelsen, Vom Wesen und Wert der Demokrarie, 2. Aufl., S. 実質的な機能という点では、 一般に期待される権利保障という役割を彼も否定する訳ではない。ここで保障される「権利」は、 . 75-76, 客観的法秩序の保障、 邦訳一〇三—一〇四頁。 客観法のコントロールである。 純粋法学的な客観法分析の立場か しかしなが

ずしも言えないが と考えている利害に過ぎない。 この機関によって認められて初めて最終的に「法」たる資格をもつ。それまでは有権的資格をもたない者が主観的に わけではない。そもそもこの主観的「利害」に高い価値が認められるからである。その意味では しかしこの一見権利軽視に見える立場は、 民主制論のような法政策的問題の中では維持されている 「権利」の評価が上がったとは必 法 である

- 時の基本的な対立枠組をいえば、 後者の系列に属し、ヘラーは前者に属する。 関係していることに由来する Kaufmann, Gleichheit vor dem Gesetz im Sinne des Artikels 109 der Reichsver fassung, in : G. S., Bd. III, S. ケルゼンの立場はこのような枠組みの中では収まらないものがあるが、それはケルゼンが祖国オーストリアで憲法裁判所と深 ゾントハイマー『ワイマール共和国の政治思想』 実証主義=議会支持=司法審查権反対、 議会制の評価と裁判所の階級性に対する批判的意識の有無がその基準となっている。 脇 /河島訳) 六九頁以下、 反実証主義 = 反議会 = 審査権支持である。 広渡清吾『法律からの自由と逃避』二七九頁以 カウフマンは
- (1) Kelsen, Foundations of Democracy, P. 79, 邦訳二〇七頁
- $\widehat{\mathbb{I}}$ 三章。また、後述するヘラーの法原則論も同様の問題に触れているが、そこでは司法審査の基礎が問題なのではなく、 構造を示している。Cf. Ronald Dworkin, Hard Cases, in: Taking Rights Seriously (1977), 『権利論』(木下) 立根拠が問題となる ドゥオーキンが司法審査の積極主義を擁護する際に、 最終的に当該政治社会の 「政治的倫理」 に遡及していくのも、 /小林) 野坂訳
- 12 Schmitt, Der Begriff des Politischen, 『政治的なものの概念』 田田 r 原 田訳
- (1))この問題を「政治的」に展開したのがヘラーの業績である。
- 14 もっともその存立根拠の不在が問題とされている状況の中では、 シュミットの問題提起はこのような局面に及んでいる。 このような民主制の 「形式論」は支持を見いだすの が困難であ
- 15 してよいものではなく、 は制度外部での運動論につながる。 「道徳的事実」の形成については、 しかし制度内部の問題についても、このような制度外部での運動ともつながりは度外視 このような次元での問題設定が欠かせない。

を考えた

### 一、手続による憲法保障

ておらず、(3) 度が る。 質と る 0 価 しょ ケ 展開」 憲法裁判 議会制と憲法 ここではこの論争その 対象となるため、 わゆ 九二〇年憲法の ルゼンにとっ 値 相 る 対 憲法裁 で示された。 主 憲法 所 論 的 判 裁 に 0 て憲法保障の問 判 所制 番 注 批 草案作成と同憲法によっ 多元主義や議会制 所の 乙 Ħ 判 度 的 ここでは法理 論争 制 0 € シュ 詳 間 度論 0 細な基 0 が 像 かあ。 る。 2 ミッ 検討を目 0) 題 検討を通じて実践的な決定のあり方と決定主体 の核心に、 礎づけと擁 トによる批判をも念頭に置きなが 論 を探るための 12 制 0 問 重 憲当 的とするのでは 一題をも視野に収めたより政 て設置され 点があるが、 憲法裁 時 護は、 O) 手 コ が 判 ン × 所の かりとし た憲法裁判 九二八年のドイツ ンタ な これを皮切り V 3 弁 1 証 て、 前 ルでは憲法裁判所に かい ある。 節で検討 所 この 判 に始ま ら 治的 事としての 論争 彼 国法学者会議での報告、 の憲法 制 L を検 た一 法政 度 0 た 手 討 策的 実務 裁判所 0 般 一憲法 性 続の す 論 0 る。 格 前 レヴ 4. 0 あり の番 玉 との 7 活 型通 従っ 家制 Ι 動 方を手 ルで 関 人 **つ** 0) て、 まり わり 度 ŋ II Ò 論 かし 0 以下では 争 争で 説明 は が 民 0 王 具体化 かりに 主主義に 事 い シ に及 は具体 裁判 7 才 か 1 を素材 んで なされ 議 権 ス トと 1 お 的 0 間 1+ 本 IJ 制

る。 えな 格 観 it によって支えられ 以下でみていくように、 楽観 からこそ法や ゼ 的 ン セ は ンもこ か 悲 価 値 観 政 ねばならない 相 0 的 世 治 対 か 界 は È ともか 義 国家が必要となる。 観 両 的 に立 者はその 111: という循環 界を近似 < つ てい 結 依 るとされ 論 拠する世 値 的 論 的にであれ 12 宥 シ 陥っている。 界 る 1 和 ミッ 観 的 なも 実現することを目標としており、 1 政 が 0 治観に根本 て であ 「政治的 批 しかし循環論そのもの る。 判 した なもの 的 L 調 な違 か Ĺ 和 0) 14 不 0 現 が 在 概 あ 実には完全に 状況は、 る。 念として強 が 問題なのではなく、 ケ またこの ル ケ セ 調 宥 ル ン 0 to 和 制 ン 的 価 度は 0) É な 値 111 出 相 由 発 界 か 対 Ė 点でも 義 が È. 存 的 世 立 0 界 #

関心 かい を向け 生み出される。 かにして制度として位置づけるかにこそ関心が向けられるべきである。 そしてこの断 これに対してケ 絶を生み出 íν ゼンは、 す対立を実存的 Ų3 わば実存的 次元にまで展開することで、 対立を棚上げにする技術を問題にしていたのである。 シュミッ 宥和 ŀ は 不能な政 むしろこの 治的対立 循 環 0) 断 絶 面 1=

# 議会制評価と憲法の番人

対主 が定 対立点となっ ば 自 まり、 力を 分 人 会は多 自身の ルゼンとシュミットの論争 められない以上、 神 排 的 々の 大統領. 范 常にこの 世 した妥協による利害調停を選択するというのである。 界 争 確信といえども他 的 てい 観 諸 力 かい か あっ る。 憲法 0 状 態の バ た。 た。 う 各人の ケル ランスを最も適 裁 が 前 判 中で統合を産み出して行くことが求められてい ゼンの民主 提されており、 ----所 定の 者の 自 か、 「由をできる限り確保せねばならないという要請の下では、 は、 至高 確信を抑 玉 直 民 制 接的 切 0) 0 統合は最 価 論は基本的に手続的なものとして構想されている。 に 反映し、 常にこの にはワイマー 圧 値 する正 かい 容観的 終的 その 統な理 状態を基本として、 に に 間 存在することを否定するこの立場からは、 61 ル 憲法の解釈をめぐる争いだが、(4) かにして護られるべきか、 0 曲 ノヾ が ない ランスの ケルゼンが統合という場合には、 ことを理解する。 る。 合力として決定が下されるからである 統合の結果としても否定されることが そのための適切な手段が議会制であ 従っ という国制 憲法 て、 相 その背景には 対主義: 共同 解 多元的 0 釈を通じて 基 O) 的 決定に 心情 定 本問 状 0) 至 態 の持 彼 題 が本来 際 高 0 憲法 な しては ち主 価 価 値

は

値

相

0

0 義 そ の前 れに対 致を法的 提と考え、 シュミット してシュミット なものと理 民主主義 は自己の 解 は民主主義の理 的 制度としては 国家的 支配とは支配者と被支配 意思形 一解がケルド 「具現的代表」のシステムを構想するが、 成の 問 題を法秩序の生産過程と理解するケルゼンとは著し ゼンとは異なり、 者とのこの ような意味での多元性を排 実質的平等、 同質性といった質的 その 反転像として、 した一 致と考える。 な一致 対立 彼 の民 を見 を民主 主

なる。

批 観 判でもある。 はアクラマチオー 当 時 の議会の ンに支えられた大統領による統合へと極端化していく。 状態は、 多元的な状況を代表するものと考えていたからである。 このことは反面で議会制 に対する厳

しえないとする。 1 シ ユミツ は 討論に対する信頼を議会制の精神史的基礎と理解し、 トも ケルゼンも、 問題は、 議会制度そのものにあるのではなく、 多元制に対する評 価 の前提には、 それが欠落してい ワイマール期の政治状況に対する認識が それを成り立たせる条件に n ば議会制 という制 あ(9) 度そ ある。 0 Ł 0 が シ ユ 存 "

み出す能力を失っていた。 同質性を対立させる。 裁 れる。このようにして同質性は担保されるのである。 立な権力であり、 がつきにくい 主義を排す政治的統一の代表者= ワイマー 的状況では人格的代表の秩序は存立困難である。 ル期ドイツの政治状況は厳格な比例代表制の結果、 状況であった。 硬直化した手続を飛び越えて直接人民に訴えかけ、 彼によれば、 シュミットがこうした状況に対して示す 議員は 「憲法の番人」たるライヒ大統領による統合である。 この原理的対立は究極的に克服 政党組織、 選挙人に拘束され、 シュミッ これに対して大統領は、 ŀ 小党が は原理 打開 議会におい し難 乱立 0) 人民のアクラマチオー 問題として自 策は、 ζ, Ļ 10 政党制 ずれ両者は対立する運 て討論を経てい エゴイスティ 同 質性を軸とする民主制 由 0 主義 フランス革命以 問題もあって、 ン " 11 11 わば 個 クな諸利 喝采によって支えら 人主 命にあることに 義と民主主 害に対 降 を護 議 般意思. 会で 0) ŋ Ě して中 0) を生 権 多元 調 独

構に過ぎず、 が 異なっ るような欠陥 ケル ゼ ており、 ンは 民主制 シュ が ミッ あ 同質性は民主主義の前提ではなく、 0) ても、 ŀ 前提とする各人の自由を抑圧するイデオロギーとして機能するからである。 'も、それにかわるものはないと考えている。(2)、と異なり議会制に否定的な評価を下さない。 むしろ民主主義に反するものとケルゼンは考える。 既に見たようにそもそも両 議会制が完全なものでなく、 者 シュミッ シュ 0 民 ;; È. 同 " È トの 質性 義 } 0 0 指 は 指 理 虚 摘 解 摘

1+

がなされるわけである。

は先述した「合法性原理」にほかならない。

するような現代的状況を致命的なものとはみず、 が 憲法の番人」 課題であるという。 問題もこの同 このような民主主義理解 線上で考察され、 が手続的 議会・行政の統制機関という一 質的な多様性を保ちつつ統合を図ることがなお可能だし、 な民主制理解とそのための手段としての議 般的 (形式的といってもよい) な位置] 会制評価 またそれ となる。

に法の ということになり(「形式的法治国」)、 反映である。 というのは 質的法治国」として、 憲法の番人」 制限を定めることにある。 法 政策レ 特種な」というのは、 0 問題が憲法保障の中核的部分を占めることは改めていうまでもない。 ヴ 個別的法行為が現実に一般的規範に適合することを求める。 I ル の 問題であって、 憲法保障とは、 法秩序=国家というケルゼンの法と国家の一元論では、 憲法保障制度の要請などを含む「法治国」は 「国家諸機能ができる限り適法であるべし、 法の 制限が踏み越えられないように保障を与えることである」。 「憲法の政治的機能とは権力の 「特種な」法治国原 という特種な法治 ケルゼンによれば憲法保障 およそ国家は全て法治国 理 つまり 玉 原理」 行使 っ 実

権分立をドグマとしてしりぞけ、 な 判 譲 る段階に政治的要素の含まれることが同時に述べられていた。 は としては 13 中で法政策的な合理性の如何が問題とされる。 憲法の番人は、 か、 [11 法の政治化」につながると批判するが、 制度上の機関としては、 可 法の政治化」という議論は妥当しないことが示されたことになっている。 このような憲法保障のための 「憲法の番人」は憲法裁判所であると考える。 司法か立法かという性格決定の 最終的 法的決定に含まれる政治性の指摘により、 憲法保障にとって合目的的な制度はいかなるものかが議 機関である。 シュミットは司法に憲法裁判による憲法保障機能 問題を相対化したが、 基本的 究極的 ケルゼンは法認識の には国 それと並 民 そしてい か 原理的レヴェ 「憲法の んで法生 レヴェルでは、三 わば 番 白 人 論 産のあらゆ ル」での 0 紙状 に違 焦点に の委

題についてはこのことは疑いもなくあてはまる」。

ように司法形態性の意義を確認した上で、

憲法裁判に関して次のように述べている。

 $\overline{(\cdot \cdot \cdot )}$ 

白田

裁量

0)

広範

擊·防

御

が二つの異なっ

た機関に割り当てられることにより、

経験によれば最もよく保証される。

 $\Xi$ 

法律

Ø

適

され 制 民 主主義論の基本構造を照らしてみたい。 ねば ならない というのである。 以下ではこの 制度手続に関するケルゼンの構想を検討 そこから逆に彼

#### 二 憲法裁判論

ŋ, 否両 判あるいは行政裁判の手続と同様に――とくに党派的に(値) 論 裁判過程の司法形態性に全く類似している。 経過からも今日も依然として裁判所の手続に見られることによる。〔…〕現代議会の弁証 のではない。 実認識から即座に裁判所の審査権が承認されるわけでもない。 使する側である立法・ かを手続的 法政策上の問題は、 ケルゼンは、 論が、 行政・立法は憲法保障の最終的機関たり得ないとして、行政・立法が適任ではないとする。 般では否定した三権分立の意義を、 場合によっては公に考えられるように、 側 行政手続もまた同様に創ることができる。まさしくこうした契機が司法形態性と呼ば 面から検討しているのであり、 「何人も自身の裁判官となることはできない」以上、 裁判官の独立という形態を認められた機関が法律の適憲性を審査する手続は、 行政にあるという事実認識に立ち、君主という強大な権力を議会が制約していた時代とは 彼が機能的には否定しているわけではないことを示している。 その意味は、 本稿の関心もそこに向けられる。 手続を設定すべきかどうか、である。 賛否両論の全てを明るみに出すことにあり、 創られるべきかどうか、つまり法律の適憲性に関 もちろんケルゼンも、 今日において憲法違反の危険性は実際に権力を行 ケルゼンの主張を見てみよう。 裁判所にその資格がある 法的手続は この手続 この議論は法の生産 は司 れるのは、 刑事裁判、 また、 このことは 法に固 基本 的 上の 歴 する賛 かどう 有 民 史的 異 事 0 事 攻 裁

特別

0)

るか否 中で一 要なのだ。 手続で行われるということに、 0) 実際には特定の方向 ではない。 が 認 かであっ 場 そしてまさしくここでは、 般的 合に 取 て、 消 は た憲法規範の適用 0 適 この点について考慮される憲法の文言が確固たる意味を与えない場合には、 訴が向 憲 への憲法のつくりかえということになる。 は 性 個 0) 别 けられている行為の合目的性も争われているのだ。 問 的 題が必ずしも争わ な が問題である場合にも、 意味が 憲法裁判所の 最適な法創造の あ(7) れているの 判決に現われる国家の意思形 あり方に関する争いでもある。 では 手続の党派的 他ならぬこうした状況では実際の な 10 IF. 確に 形 態、 V3 えば直: それは、 11 成が、 わ ゆる司法適合性は全く適切なも 例えば問題が 接にはそ 現存する利害対 憲法により子め 11 ·利害対 憲法裁 0) 憲法に違反 2 が 示され 判 争 立を表現する 弘 所の が わ 極 n 判決は めて重 して 7 枠 る 0

る。 況を適切 ではなく、 この中に含まれる。 れる。 そして利害対立を処理する と考えられるのは、 ならぬ憲法 憲法裁判所の事件は政治性が強く、 また、そもそも扱われる規範の 判と質的 に表現できる点で有効だと考えてい 利害であるが故に狂 に決定的な対立を認めないとしても、 0 この これらを「利害」として一括することは、 議会制に関する論述や、 形式ではなく 「利害」 制度 はケルゼンの場合、 信的にならず、 の問題としては 内容の抽象性の故に利害対立が 内容が、 国家の意思形成に直 . る。 実証主義に由来する自然権的人権ドグマの 妥協も可能になるとい 利害対立のバランスの上に成り立つものであり、 民事 仮に判 広義に捉えられており、 裁判でも利害の 議会の手続と重ね合わせつつ― 断 接関わることも多い。 の基準となる法の定める枠を認めるとするなら、 単に認識上の 直接的な争点となり 対立 . う、 政治的空間 が 経済的な利害に限られない。 問題となることはいうまでもな 序列がつけ 人権問 の特質を表したものでもあ 題は同 易 難いということに止 理論的否定などから予 6 司法形 時に政策 ケ またそうあるべきだ ル 態性」 ゼン 策形 の立場では、 が 成に作用 思想信条も 利 まるもの 害 0 現 憲

な問題を裁 抽 しても、 意味では 象度の高 最終的に決定が下される場合の様態は、 判 議会と対比しつつ手続を構成することはケルゼンの立場から Vi 0 規範が争点となる憲法裁判所には、 形で解決することの 問題性も指摘されてもきた。 議会と裁判所との両 より多くの性質の利害対 仮に司 者では性質を異にするからであ 法形 は当然の帰結である。 立 態性 が 流 0) 入してくるとい 持 つ 利 害の 明 逆にだからこそかよう 確 ってよい 化 作 用 だろう。 そ

る。 が<sup>22</sup> はケル して 現できたとしても、 ゼンの「司法形態性」に対する評価である。 かような手続 判 ゼンの 票の ケルゼンはこうした点にも配慮しない。 0) 場合には 投票権 評 は 価する手続は、 事 後的修正に 11 その 決定権をもつ。 かなる意味に 「合力」として判決が下されるとは言えない。 しか働 決定の共通モデルである。 裁判でも議会の場合と同様に、 お かず、 しょ ても訴 本来の憲法保障の シュミットによれば、 ケルゼンにとって政治と対立する法の領域は存在しな 訟当事者 が 直接決定に加 問題である、 かような手続は 訴訟当事者が社会における利害の だが、ここで確認しておきたいことは、 わることは 現 在や未来の ない。 「政治の無力化」を招く、 問題を処理できな 議会では 議 現 Ħ 況 が その を適切し 決定 とされ 意 ル 表

議会についてもそもそもなぜ妥協が成立するの 形態性の手 て心底 格を確定する上で重要な論 7 合理 決定権者の 性 納得する必要はない訳だか 交互 が決定の 続 は 問 何 題系列として「自律」「他律」があり、 合理性に重要であるとしても、 れにとっても有効であり、 による説得のプロ 点である。 5 議会では一 セスが見えてくるが、 定の 手 利害関係を明るみに出すことを期待されてい 続 か 応弁論主体と決定権者が一 は問 決定その な 43 題である。 それぞれ 制度に対する ものとの関係は、 裁判や行政決定という執 コンセンサ もちろん個々の政治的ない 個 ス原理と合法性原理とに対 致すると―― 既に指摘 Z 0) 決定ではな 行手続ではどうだろう したようにケル る。 擬 し法的決定の 制の形であ Vi すると司法形 コ 応 セ する ン トメントが 内容に 0 態性 議 63 論 つい 0 司 0 n 性 ₺ 法

限界を検討したい。

ることになる。

以下ではこうした関心に基づいて展開されている諸議論を下敷きにしつつ、

ケルゼンの

議

論

特

判 度 あ としてケルゼンにとって最も親近性があるのは決定の手続的統制ということになろう。 想定されないとすれば、 前提としての 統合の実体化を極力避け、常に流動的でありつつ不断に妥協を成立させることで統合をはかろうとした。 ń についてい がなけれ たために、そこでの手続と決定者の 構成を超えた社会像ないし人間像の問題に行き着く。 ば足りる。 その内容的 民意に即したそれにせよ、 ゼンもまた、 (ば説得力ある結論を導き得ないのではないだろうか。例えばヘラーの場合には流動化を必要と考えつつも、(②) えば、 同質性とつくられるべき同質性との弁証法という形で議論を組み立てている。 だが、そもそもこれが議会制民主主義の存立問題として争われてきたのである。 統制は実質的な合法性の要請は存在するとしても理論上は憲法の「枠」以外に存在しないとしてしま 分裂した社会で統合を目指していた。 妥協がうまく成立しなかった場合が問題となり得る。 決定の(広義での)合理性を保つものはなにかが明らかにされねばならない。 この手続形成の中での要請となる。 「権威」 に頼らざるをえない ケルゼンは、 その限りでは裁判 民主制 のではないか。 同質性という実質的統合を求めることなく、 かような場合には統一した憲法イデオロ 論の問題と同一の構造がここでも繰り 官 についても同じことがいえる。 少なくとも合法的決定の実現に 他方で決定の正当性に関して このような実体的前 この問 その だが憲法 は結局、 ための手段 返さ 制

 $\widehat{1}$ 利 IL 「ハンス・ケルゼンと憲法裁判制度 ゼ ンのオ 「公法学におけるハンス・ケルゼン、 ストリア一九二〇年憲法制定過程 独・墺におけるケルゼン論の点描ー への関与については以下の邦語による研究 あるいはハンス・ケルゼンにおける公法学」『公法研究』 一」『公法研究』 四四 紹 介が ある。 六九頁。 手島孝 рц 阿 古野豊秋

教えてくれる。 アの憲法裁判所がケルゼンの理論を直接に反映したものであるかどうかについては、 日)、「終身判事」を務めたのであった。 裁判所に関する規定が含まれており(一三七条以下)、これによりオーストリアに憲法裁判所が設置されることになったのであった 共和国オーストリアの生誕とケルゼンの十月革命説」『現代国家と憲法の原理、 ケルゼン自身もその設置以来一九二九年の憲法裁判所の改組に関する憲法改正によって解任されるまで(一九三〇年二月二五 近年発見された資料に基づく諸研究はこの点を疑問視している(この点については前掲高見論文に紹介がある)。 H·ケルゼンにおける法理論と現実の制度」『刑事法学の新課題、 だが実際に設置された制度に対してケルゼンがどのような影響を与えたの 小林直樹先生還曆記念」 必ずしもそうはいえないことを最近の研究は 馬屋原成男教授古稀記念』 所収。 この憲法には憲法 所収。 オーストリ

- 3  $\widehat{2}$ この論争を扱った邦語論文としては、 一七号一七五頁以下。 第五七卷第一〇号、 六五頁以下。 石村修「憲法保障制度の基本問題― 以下のものがある。 佐藤功「ドイツにおける憲法保障制度とその理論 −ヴァイマール憲法を中心として──」『専修法学論集』 (五)」『国家学会雑
- sches Staatsrecht, Ein Grundriß ent wicklung-gescichtlich dergestellt, S. 211 ff.; ders, Die verfassungsgesetze der Republik Österreich, S. 258-259 Kelsen, Die Verfassung Österreichs, in: Jahrbuch des öffentlichen Rechts der Gegnwart, Bd. 11, S. 263; ders, Österreich
- 4 の議会に対する不信からであった。 兵士の革命的蜂起と関わり、 そもフランス革命時の旧体制に対する反発のようなまとまったイデオロギーがなく、 当初より議会に対する反感があった。それは議会が社会主義化を行なうのではないかというブルジョア層の恐れもあったが、そも 判所をそれと見るか、 und Politisches System, S. 107 ff.)、および石村前掲論文(注3)によりつつ簡単にまとめておきたい。ワイマール期ドイツでは、 ワイマール憲法四八条二項に定められた大統領の権限に憲法の番人たる資格を認めるか、それとも一○八条に定められた国 憲法制定会議では違憲審査に関する議論があったが、条文には実現されず、 般的審査権」を考えており、 一九二五年一一月四日の の争いである。 危機的状況の中で生まれたために、支配層ばかりか小ブルジョア層にも強い反感を持たれたためとい 当時の司法は旧帝制の体質を残し、 肯定論者は議会懐疑派、 当時の違憲審査性を巡る背景につき、ハーゼ (Friedlich Hase, Verfassungsgerichtsbarkeit 「価格増額法」の適憲性を認めた判決が代表的なものである (RGZ111, 320 ff.)。 否定論者は議会肯定派であった。 反動的であった。 議会制の設置が敗戦や列強の圧力、 陽の目を見ずに終わった。 裁判所はこうした中で自らの審査権を肯 つまり審査権を肯定するのは上述 当時の審査権 労働者や

ライヒ政府もこれを受けて同様の法律案を提出したが、そこでは抽象的規範統制の提訴権が、 分の一という少数派以上に制限されており(Vgl. S. 76)、 とも違憲判決がでることはなかった。 物が集中型審査性であったといえる。 審査権を否定したことは三〇年代への過程の中では歴史の方向を示すものといえる。シュミットとの論争の時期には既に憲法裁判 ある意味ではドイツの文脈には納まらない部分がある。シュミットが議会制・多元主義を否定し、大統領を憲法の番人とし、 ような経過を前提とした上で、シュミットとケルゼンとの関係でいえば、ケルゼンが議会制が危機に陥ろうとしている状況におい が増え、三〇年代に入って大統領の緊急命令が発せられ、 Mantl, Hans Kelsen und Carl Schmitt, in: Rechtstheorie, Beiheft 4, S. 185 論じたものとして山下健次「C・シュミットの憲法裁判論——その合理性と非合理性」 の前提条件を示唆していると見ることもできよう。 所制度での保障を論ずる意味がかなり減少していたといって良い。このことは、憲法裁判所が憲法、 て隣国オーストリアから渡ってきて、自国の憲法裁判所をもとにして集中型審査性を擁護し、議会制多元主義を守ろうしたことは、 国家統合の多元的―議会的形態支持派が「集中型」を主張していた。つまり審査権の肯定と議会による立法との妥協の産 結局政府案は実現されなかったが、二〇年代後半からはこのような構想に対しては否定論者 法律家会議は一九二六年に国事裁判所に審査権を集中する「集中型」審査権の提案を行 なお、 シュミットの「憲法の番人」論については、 議会が機能しなくなると、集中型の構想は意味を失ってしまった。 またその意図として裁判所ごとの意見の相違を排除することにあったこ ff 一」『立命館法学』二九巻、 議会内では憲法改正を阻止できる三 民主主義を保障して行く上で 憲法裁判論という視点から 四八頁。Wolfgang

- (5) Kelsen, Vom Wesen und Wert der Demokratie, 2. Aufl., S. 98 ff., 邦訳一二八頁以下。 般国家学』(清宮四郎訳)六一五頁以下。 Allgemeine Staatslehre, S. 368 ff.,
- (6) Kelsen, Vom Wesen und Wert der Demokratie, 2. Aufl., S. 15, 邦訳四五頁。
- 代議会主義の精神史的状況」 て、それはそのものとして悪であり、 なして基礎づけられている。〔……公開性と討論によって保障されている均衡が本来実現すべきはずのものは、 ものに他ならなかった。公開性と討論によってのみ、単に事実上のものである力と権力 できるのだと信じられていた」。Schmitt, Die geistgeschichtliche Lage des heutigen Parlament alismus, 3. Aufl., S. 61, 「現 「公開性と討論というこれらの二つの原理の上に、 (樋口陽一訳) ロックがいったように『獣の道』である――を克服し、 『危機の政治理論』 立憲主義的思考と議会主義が、 所収、 八三一八四頁 きわめて首尾一貫した包括的な一つの体系を 力に対する法の勝利をみちびくこと 自由主義的・法治国家的思考にとっ まさに真理と正

- 8 geschichtliche Lage des heutigen Parlamentalismus, 3. Aufl., S. 62, 権はその存在理由を失うのだ、ということを見てとるだけの、歴史的状況の自覚をもっていなければならない」。Schmitt, Die geist 員会に仕事が移り、 とも、議会主義はそのことによって、 ぬものとならざるを得ない、ということは当然である。じっさいそれ以外にはならないといってよかろう。それにしても、 反対演説における意見の均衡の帰結ではないし議会の討議の結論でもない。[…]現状において委員会、それもいよいよ小規模の委 運命がかけられているような政治上および経済上の重大な諸決定は、 「議会生活と政党政治の生活の現実、 結局はそもそも議会の本会議、 その精神的基礎を放棄し、 及び一般の確信は、 したがって議会の公開制がその目的から遠ざかって必然的に単なる門構えすぎ 今日、 言論・集会・出版の自由、 かような信念からはるかにはなれてしまっている。今日人々の もはや(もしかつてはそうであったにしても)、公開の演説と 邦訳八四—八五頁。 会議公開、 議員の不可侵権その他の特
- 9 家の併存及び共存を表現したい。この場合は国家の基盤に国家形成体の多元性が存する。多元主義とはそれに対して、 は公経済の法的に自律した担い手が複数存在することであって、 つまり国家生活の様々な領域もラントの境界や自律的領域団体も貫く、 シュミットは当時の憲法状況を「多元主義」「連邦制」「多頭制」の三つで特徴づけている。 Aufl., S. 71. シュミットはそれぞれの概念を次のように定義している。「連邦制はここでは一つの連邦組織内に存する複数の国 それは社会的(非国家的)形成体に過ぎないことを止める事無く、 そこに国家意志の自立性の限界がある」。 国家的意志形成を手中にするのだ。最後に多頭制(Polykratie) 堅固に組織された社会的権力複合体が複数存する状態をい Schmitt, Der Hüter der Verfassung 国家を貫く、
- (\(\Sigma\)) Schmitt, Der Hüter der Verfassung, 2. Aufl., S. 88 ff.
- (二) Schmitt, Der Hüter der Verfassung, 2. Aufl., S. 159.
- 12 根本における相違を示している。 勿論シュミットはこのような根拠では不十分であり、 問題を原理的次元で考察しなければならないという。 これは
- (至) Kelsen, Wer soll der Hüter der Verfassung sein ?, in: WrS., S. 1873
- (4) Kelsen, Allgemeine Staatslehre, S. 91, 邦訳一五四頁
- (年) Kelsen, Wer soll der Hüter der Verfassung sein ?, in: WrS., S. 1
- 16 契約型/独裁型の二分法の意義との対比で、当事者主義の理念をも想起し得る言葉である ここで parteimäßig といわれる場合の、Partei とはいうまでもなく訴訟の場面では当事者であり、 広く職権主義との対比では、

- (云) Kelsen, Wer soll der Hüter der Verfassung sein ?, in: WrS., S. 1895-1897
- $\widehat{18}$ ワイマール憲法の性格が妥協的なものであることについては、Vgl. Schmitt, Verfassungslehre, S. 28 ff. また、 E・コルプ ワ
- 19 争になってしまい、それが笑うべく耻ずべき仕方で私生活のなかにまで延長されるのである。われわれの政治には一片の自己皮肉、 も割引することはほとんど裏切りなのである。 イマル共和国史』(柴田敬二訳)、三二―三四頁等。 いと思われるし、またわれわれは勝負を丸太棒などでやらないで、竹刀でやるようにしたいものだと思う」。『社会主義の文化理論 、野田良之訳)五八一五九頁。 片の相対主義、 ラートブルフは次のようにいっている。「利益政党であるのなら率直に妥協し得るはずなのである。世界観政党にとっては少しで ほんのわずかのドイツ的なレッシング的精神、イギリス的フェア・プレーおよびフランス的典雅さがあったらよ わが国では政党の対立が昻じて世界観の対立となる結果、 政治闘争が一個の宗教戦
- (会) Kelsen, Wer soll der Hüter Verfassung sein? in: WrS., S. 1897.
- 21 塩野宏『オットー・マイヤー行政法学の構造』。但し、マイヤーのこの概念とケルゼンが肯定的に評価する場合のそれとは若干の意 論争でも「司法形態性」の評価が一つの論点をなしている。この概念でまず想起されるのは、オットー・マイヤーであろう。 ば Justizförmigkeit の内実を失わせたのに対して、 味の相違がある。 実質を実現させようとしたということができる。 「司法形態性」Justizförmigkeit という概念は、 塩野の研究を前提にすれば、 マイヤーが法治国家的要請を形式的に肯定しながら企業的国家観へと傾斜し、 公法学上かなり流通していた概念であり、シュミットとケルゼンの「憲法の番人」 ケルゼンは後者の観点を認識論的に充足させ、 実戦面では Justizfömigkeit の 参照、
- $\widehat{22}$ 然として有効だとする立場にある Schmitt, Der Hüter der Verfassung, 2. Aufl., S. 27-28. その意味でシュミットは古典的な議論領域の区分が、 機能的にみても依
- (3) Hase, Verfassungsgerichtsbarkeit und Politisches System, S. 186.

## 二、権威と価値相対主義

#### 法的権威

ケ ル ゼンの授権段階構造論は法権威の確定を中心に展開されている。 民主制論はこの構造を基礎としつつ、 権威の

原理双 での 志の 0 構全体 階 国家意思 化されることである。 統 0 実である決定の手続様式として、 制 独 領 独 方の要請が充たされねばならない。このことが「権威」 裁的 域に依拠していることから、 裁的 法権威に対する統制が必要になる。ここでもコンセンサスと合法性という、 論となるところに彼の特徴が現れてい 統 決定が 決定機 性 により、 法を具体化する手段として評価されていた。 構・ この法的に理解された過程全体は、 官僚制に期待され できる限 ŋ ドグマとして排除されていた。 個々の 立法の てい 決定=規範生産段階で個々の 民主 たの る。 制と執行 は、 純粋法学では、 民主的に生産され 行の 民主的法治国家論ともいうべきものだが、 独 裁 の社会的実質を形づくるのであ しかしそこでも意志的決定が介在せざるを得ず、 制 との組合せを現代民主的国 法実践ではこれらの 法的安定性や合法性といった要請 当 た 『事者の利害に歪められずに一 般的法規範が、 しばしば緊張関係に立つ二つの 原理 官僚の O) |家の構成とした。 意義 を認 専門 は、 7 れが 般規範が具体 能 力と官僚 執行 その 確 実 執 段階 介な意 ま 行段 ま

行は、 IC 上で、 下では必要な手法である。 う方法は、 齟 鯃 般にこの が生 自律 決定の専門的裁量性を承認し、 今日の まれ 化 、問題は、 傾 向 を備えてい 裁判制度や行政官僚制 国家制度に関して次のように整理できる。 しかし既にウェ る。 つ まり、 審級制や に見られる。 制度へ ーバ 「問責」のような内部統制に個々の 0) が危惧していたように、 コンセンサ これは合法性 スと個別 機関や制度に対して概括: 原理 的 0 文脈 専門分化の必要性と同 決定の集積としての制 での 決定の 統制 に関 正当性の根拠を与えるとい 的 にコン わ ŋ 度の 時的な官僚 セ 複雑化した社 実質 ンサスを与えた 0 制 評 化 会の 価 0) ح 進

するという意味での統制が 抑 民 制 主制 は は 最終的 確 かにその に 実質としての国 決定の 加 IF. えられる。 当化( 民 0 0) 要素ではあるが、 だが コ ン 統制 セン + 0 スに依 文脈と正当化 このような統制に加えて、 拠 する。 0) 文脈 従っ て個 は区別されねばならない。 Q 0) 、決定も 更に決定の根拠が正当化 E 民の コン 決定に センサ おけ スを指 標と

では求められる。 反省する機関として最終審としての憲法裁判所が位置づけられる。 恣意が抑制された場合に現われるの は、 この 決定の つまり客観法の保障とは、 ·実体的· な根 拠である。 組 形 織 式的 0) 面 では 規範体系 決定 の整合 を更に

国民のコンセンサスの実現でもある。

強制 とは何かは問題だが、ここでは正しいものとして受容されることと取り合えずしておく)だけではなく、決定者の権 受容されること、 性 この実効性 が法秩序全体の維持に関わってくるものだけに、 法秩序の妥当性 維持だけではなく、 力 0 問 は個々の決定が成果として生み出すものである。 題などの相関関係の中で決まってくる。 それに従った行動が現実に取られることである。 が、 ある程度の実効性に支えられざるを得ないことはケルゼンも認めてい 特にこの点が求められねばならない。 「憲法の番人」として位置づけられる憲法裁判所の判決には、 つまり、 勿論、 個々の決定が名宛人 それは単に個々の決定の正しさ(勿論正しさ (潜在的なものも含めて) に る。 だが結局のところ、 威 問題、 それ

かれる。 況 定に影響を及ぼし判決に反映される関係に関心が向けられる。 衆」として規定することによって、 衆」としてフォーラムの構成員でもあると理解され、 自身が一つの法権威である。 決定者も国民である。 人格的条件が挙げられよう。 の中で争いを終結させる必要がある以上、 真 理 が 問題となるのではない実践的 その条件として、 従って、 説得の たとえば今日 とり およそ民主主義論 際の決定者・説得者の共通の わけ憲法裁判所では潜在的当事者は全国民であり、 裁判官の下す判決が単なる独断に終わるのではなく、 問題では、 0 裁判論では、 先例をはじめとする権威が必要となる。 唯 が問題にせざるを得ない民主制を支える人格の問題と同 むしろ当事者の自律的活動に重点がおかれている。 の解答が必ずしも得られる訳ではなく、 裁判官は決定権限者ではあるが、 拠 この関係をもとにして判決を規制してゆく可能性 点 (典型的には法規範)、 他方裁判過程の 制度的審級を別にすれ 決定者= 当事者の説得が裁判官の 同時に当事者の弁論 また技術 「聴衆」 内部では 的 裁判官を「 に具体 様 や当事者 ば最 0 構造を 裁 的 終的 かい 決 導 聴 聴 官 状 0

して

示 共通 ķ, そこでは決定者としての聴衆と説得者としての 当事 者 が 同 平 面 上に立つことになる。

を示 より る。 制 を示すものである。 性を露呈している。 本規範論 定に対する統制を加えることにある。 論に 制 点ということになる。 してい が つい まり 不 般 的 可 か 拠点に属するものには様々なものが考えられる。 な思想 É てシュミット らも 能であることを証明するという実定化の実践的目標とは逆の結論となっている。これは合法 然法にせよ、 解るように、 史 的 だが、 また個 及び理論 たちが展開した多元的世界に対する批判と通じるもの 法の 国民のコンセンサスにせよ、 根本規範論での 々の決定に不確実な要素の介在することを認めている以上、 理論的 実定化 的枠組みへと展開することが可能である。 に実定化を推し進めて自己完結性を追求した法秩序論は、 0) ケル 過程 問題は、 ゼンの純粋法学はこの実定化の帰結を理論的に表現したものであ O) 重要な側 同時に実体的 面 それらは所与のものとしては存在しない。 は 恣意や利害対立のような不確実な要素の わゆる概念法学的 な法 の根拠が提示できないという状況を意味 ケルゼンの法生産過程論 がある。 な立場をとれば、 このことか かような形での決定の完 根本規範でその非完結 法体系の らも この立場は 0 成果もそのこと 排除により、 性原理 裁 判 4 過 が して 共 0) 限界 議会 通 根 決 VI 0

な。定に とは 結局のところ原理 ように なかっ おい 述の 少なくともこのような訴訟当事者 「枠」外の決定に対して不法であるとの主張はなし得ず、 て当事者の側から決定者に働きかける基礎が形成されるという発想はケル ように、 た。 合法性原理を媒介にして枠内に止まるべしとの要請を実践上課すことは 的に拘束力を持つものではなかった。 ケ ル ゼンは法解釈論に おいて、「枠」の 裁判官 市民 —国家機関 つまり授権秩序 確定が可能と考えてはい 枠外にあると認識される決定もまた妥当性を失うこ の間 0) が優位を |具体的| するため 関 たが、 係性 ゼンの は 有権解 可能である。 に最 放置されている。 中に見て取ることができ 終審 釈 者の解釈に対 に 典型 だが、 的 に見ら 個 しては 々 0) 決

批判

た討論その

ものへの信仰に帰するのだろうか。

52 神奈川法学第28巻第2・3号 規範が決定に介入することを表だっては否定している。(?) その反面で、 えられるが、 化 は示しているものの、 優位したり、 ルゼンの議論 法性の基盤となる価値はそれによって生み出されないとするのが周知のシュミットの議会制批判である。 与として存在するものではなく、 びつけられるかにあったといってよい。 価 れに対して潜在的な価値共有性というコンセンサスの基礎が必要だという。 ラー 値 平準化されるという主張に帰するものと思われる。 位機関 的 側面をケルゼンは排除する。そこには価値問題を徹底して暫定化する相対主義的態度の現れがみられるのだが、 が批判するように、それを支える具体的 との ともあれ議会制と民主主義の 民主制の下では民主的に正当化された一般的規範が各決定段階に対して拘束力をもつことが、 あるいはそれらの基準の内部で決定に先立つ基準間の序列がつくられることなく、 は、 関係という形で論じられていた。 実定法以外の基準が実際の決定に介在することは不可避であるが、 実際の決定の場では実定法のみでは結論の出ない部分があることも実質的には認めてい 討論や公共性を通じて造り上げられるべきものである。 つまりコンセンサスに基づく合法性の実現である。 問題は、 価値なくしてコンセンサスは可能なのだろうか。 また、 外在的制度としての手続を介してこの双方の このことは実定法が決定において最も有力な根拠であること 憲法裁判所の解釈基準としては実定法のみを認め、 かような事情が決定における合意の問題を再認識させたと考 こうした それらの基準が実定法的決定に 討論 だが全体社会に通用する合 コンセンサスは実体・所 基準相互が全て相対 0) 原 それは 信 理がいかにして結 頼ではなく シュ ヘラーはこ 各段階で 他 の倫

憲法 )関心と体面であると答える。 裁 判所に限っ てみても、 裁判官を合法的決定に促すものは何かという疑問 ケルゼンのこの考えは官僚機構の肯定的評価と結びついている。 があるが、 ケ ルゼンは、 更に憲法裁判に それは 固

٤ 開 てい づく政治 表するとは n 有 の提案なども、 る。 るから、 の政 る 法律家の感覚との結合により、 だが、 党代表との合議が考えられ 治 その â 完全な中立を保ち得ない以上、 判事の構成比に反映させるべきだというわけである。 11 現実性はともかくとして、 切 う 議会制での正当化の文脈を憲法裁判所に持ち込んでいることの現れである。 n 問 ない 題 0 Ļ 処 理 ケルゼンは政党も国家的意思形成にいたる社会的意思形成の重要な場であると理解 は 憲 てい 法 決定の結論が少なくとも近似値的に合理化されると考えてい 裁 る。印判 所の 純粋な利益代表と捉えられているわけでは 本来裁判官は中立的であり、 むしろ議会での力関係 判 事の 構 成に委ねら れる。 政党の代表であるといって、 擬制ではあるが、 何らかの党派に属することの つまり、 法律専門家と議会での議員数比に基 ない。 現実社会の 以上から、 る。 常に政党の 裁判官 ない 力関係を反映し 民 主的 よう要 0) 利害を代 IE して 統 化

だろうか。 重要な機能を果たすべきなのに、 また反映され得ない少数者の権利と全体に関わる政策的要請とが対立するような状況でこそ、 して残されている。 も議会が機能不全をおこしているような状態では、 こうした憲法裁判所の構成が議会との関係で後者とのアナロジーによって仮に正当化されているとしても、 以上のことから法的権威の機能に対する民主的 とりわけ、少数者の保護が憲法裁判所の実質的機能であるとするなら、 かような状況ではこのように構成された憲法裁判所はその機能 国民との関係で充分な正当化 正当化は尽くされてい るとは言えない。 が可能かどうかという問題は 議会に反映されてい 憲法裁判 し得 な 所 はその のではない 依 そもそ

ることは、 議会では多数決とい ることが予定されている議会内部での 実践的決定におい 民主制なるもの ては無限の討論は う手続が の成立以来繰り返し述べられてきたことだし、 その ための 議 不可能であり、 論 つ 0 討 論 妥協案であったが、 0) 意義が低下して久しい。 様々な制約から何らかの形でとにかく決定を下す必要が ここに数の論理により決定が下される危険性 また、 かような意味では憲法裁判所という弁論 多数決による決定の内容を合理 あ 化 のあ

ての の機会が保障された場で討論を行なうことには、 ではなく、 憲法裁判所というケルゼンの主張はこのような含意がある。(⑫) 具体的な社会的現実との相関の中で答えられなくてはならない。その点にこそシュミットやヘラーによる 公共的フォーラムとしての意味がある。 だがこうした問題はひとり制 抵抗 権 度的解決だけでは十分 0) 制 度的代替物とし

# | 政治教育と価値相対主義

ケル

ゼン批判の核心があっ

たのであ

して(14) デオロ に及ぶ。 判所では一 憲法規範の中身さえも問題となると、 った。ケルゼン自身が述べているように民主制は絶対主義的(5) 主義を基礎とする民主的国家そのものへのコミットメントは民主制の内部 法廷に限らず相互説得が円滑に行なわれ得るには、 がシュミットの議会制批判に対して、 同質性への信仰であると反論しているのもこのような文脈で捉えることができる。 価 ギー上の闘争も生じ得る。このような場で適切なコンセンサスを形成する条件とは何だろうか。(3) 値相対主義的民主主義の内部にはそれを防ぐ手立てのないことを、 決定者や当事者の主観的条件に頼らざるを得ない。 つまり民主制を支える人格の問題である。 般的規範の当否が争点となり、広く国民一般のコンセンサスを念頭におく必要がある。 むき出しの利害対立や(典型的にはケルゼンも問題視していた階級社会の場合)、イ 議会制の精神的基礎は討論そのものへの信仰ではなく、 ケルゼンはここで価値相対主義的人間像を前提とせざるを得なか 関係者の間に実定法規を始めとする共通項が必要である。だが、 この問題 人間 が台頭して来れば見事に解体してしまうことを、 は裁判論の射程を超え、 歴史の事実は示すこととなった。 から は論理的に導くことができな 広く議会制や社会一般 討論 手続的限界を別に の前提となる社 議会や憲法裁 価値相 ヘラ ま 対

しかしそこでは理論上の要請から、 ル は  $\vec{\Delta}$ . |法手続や裁判手続の考察を通じて具体的な制度次元で政治的決定や法的決定を合理化する試 独立した個人を前提としたために、決定手続を独立して(抽象的に)

えるの

えな

との は とどまっ 方向 必ずしもならない。 構 関係 成 で問 て 7 論者は、 13 61 る。 題にされなくては 個 つまり、 政治的 人間 それら 0) 基本的 共通 方向性には違 Ó なら 性 領 域 は 12 1共通性 ない。 と 制 0) 度 相 0) 13 具体的 互関係 1 0 があるもの でだけ ない を理 共通性に定位することは政治社会の既存の 個 生み 人相 の、 論 宣でい 出 的 され 共通してこのような関心に立ってい に自覚することが重要である。 るもの かにして共通の では なく、 決定が可能 むしろ 制 度外 ケ かをアト ĺ 価 ゼン 値 部 に で 'の具体: を批判する 拘束されることに 4 的 個 的 人 文 0 外 化 政治 制 部 度 か

向に対 義に対 加 る は、 えた じめ 集合主義 F 批判として、 グマ とする 自 「政治 か す して 九 田 る批判 は妥当とは言 的 世 0 È な 除去に 義 批 紀 がらケ 世 的 E 界 判を向 方法」 的経 政 伝統的な法学・ 観 治 だからである。 対するのと同様に批判を向けてい 潜 済 的 ル 0) と類似 在 it 方 È. セ 的 転換の 法 る 義 ン なね 0) 0 的 は当然とも言える。(8) 12 0 個 0 中に具体 立場が 6 人主 地点から出発してい いがあった。その意国家学に付着してい 端として評価してもい 法思想史的に見ると、 義 ケ 的 自由 ル 政 ゼン自身に対して向けてい 治 主 一義に対してその法則主義的 0 関心が 個 意 る。 た。 人主義的 味では た生 彼 る。 ケル ケ な 得 ル の関心は、 かっ セ ゼンは国家肯定論的社会主義者であり、 ケ 的権利としての 7 世界観と集合主義的世界観とを対比し、 ル ンの ルクス主義に対しても、 たかというと決してそうでは ゼ 提起 ン 0 白 た批判の筈である。 議論 申 した客観法 |非政治性を批判している。 主 を 所有権をは 義にせよ共産主義にせよ、 経済 0 理 的 じめとする一 論 その科学主 自由 は ケルゼンも ない。 自 主義 由 主 義 義的 的 初 これは 九 社会主義 実証 的 その限 また彼に批 期 世 無 歴 個 に 紀的 史観 ケル 政 È 人主 義 府 りで自 ヘラー に セ 0 0) 自 義 主 勃 对 判 系 由 12 ンもま 義 主 対 して をは 誻 的 興 を 由 義 + 傾 を 加 È

政 たケ 治 教育 ル Ö セ 性格は、 制 度 政 0 治 般 的 知 理 識 論 と共同体へ 0) みを展開 0 して 忠誠 13 心 るの で つ まり悟性と感情 は なく、 政 治教 育 の双方の に ·つ い 醸 ても 成を目: 定 的 0) 関 とするものである。 心を寄 せ て 6 る。 7 4

ば

0

10

国家肯定論: この時点で政治教育 る懐疑論ではなく、 で ル るように、 セ 彼 ン を非 は (もっともこれは学校での教育が念頭におかれていることを差し引いて考えなくてはならないが)。 政 政 治 的 政 治的 治 社会主義の主張と結びついており、 教育につき、 的感性の持主、 新たなる社会民主主義国家のための通説批判と位置づけることは十分可能である。 規範的認識の問題を純学問的 (非党派的なそれ) を基本的に政治的 政治 形式主義者と即座に断ずることはできない。 的 知 識 が政 治  $\wedge$ 0 この観点からすれば、 意欲によって支えられねばならないことを強調 (中立的) 次元で理解するという傾向も見られることも無視 知 識の供与と捉え、 純粋法学でのイデオロ 社会科学の水準を伝授することにみ そしてその「意欲」 ギー がケル してい 批 判 ゼンの る。 しかし、 的 主張 この 中 ₺ 既に では 単 意 な

る余地 集合主義的世界観の特質として理解されている。ここでは純粋法学的な規範の客観的認識と政治的 るという)の中に位置づけられ した民主主義的制度論 元で結び付けら 純 垂直 ところでこの政治的 ことは初発の時点で両 認識 このことはヘラーと同様に国家肯定論を示しているが、 はある。 的 関係に向 る。 へと分化していくと考えられる。 この この規範的考察様式では、 n てい ように初期の かう視座は獲得されず、 る。 ―規範的認識は、 へとつながっていく。 分野 後のケル ていることからもわかるように、 がケ 政治的世界観と教育」では、 ゼン的方法純粋主義の立場からすれば、 ル ゼンの中では結びついていたことを示すものではあるのだが、この後にその「結 因果的認識と対置されることは言うまでもなく、 無政 価値や権威の意味が検討される。 他方でそれは、 つまりこれまで述べてきた、 府主義的傾向に陥るという、 集合主義的世 この両者の主張が十分に区別されずに一括されていた。 一方ではこの 国家肯定論的社会主義という彼の実践的主張に結 |界観(二〇世紀では社会主義運動がこれにあた 権威の不可避性と権 アトム還元主義的方法ではこうし 政治的次元での発言とはい ヘラーと同様の自由主義批判を展開 認識 は授権段階構造論的 個人主義的 威の 主張 脱 世 神 Ż, とが 界観 秘 な規 化を前提と 間 世 題とす 対する 範 た 界 秩序 b 次

て る危 う危険性 間 価されざるをえない 程 対す V > は 険性 どの る防 は分断 つ を含んでい をはらんでい まり 的 ように生きるの 波 に展開されてい されてい 堤 という意 相 Ħ 主観 る。 面を有していた。 る。 的 味 この か。 制度としての民主制と共同性とをめぐる問題は、 な関係性 合 しかし他方で「決断 ないことに加 13 個 から、 「分断」 人が自己の 0) 問 学: この 問 はもちろん、 題 えて、 を通じた批 確信に従っていきることは、 点を衝い を理 価 への恐怖」 論 値 たの 0) 0 非合理主義的 判 ) 共有性。 枠内に取り込むことができなかったために、 的 が È. から生まれる共同体 ヘラ 体 を 0 1 形 な政治 時的なものであるにせよ、 成という含意を持っ 実証主義批判であっ しばしば 的主張に学問 このような狭い 0) 「生活保守主義」 関 心は、 ている。 か た。 飲 道を通り み込まれ 具体的 逆に 価値 しかしそのことが必ず 相 個 抜け 方法論的 に形成 人 へと転落 对 か 0) ね る課題 意義 義の してい を失 まま 危険 独 してし 走と評 < わ 性 過 +} ŧ

ル 価 されてい 判するヘラーの b れて 態度決定と意識されてい 客観性をめぐる論争であっ されてい け 確 では ン かに 0) 4 ない。 方法 た方法 ケ る。 ル 論 政 ゼ 態度は、 また政治的 論争の中では、 0) 治 にも拘らずケルゼンの 根 的 は 拠を探ってみると、 ħ その 法 0 当 政 論者 主体 た。 時 治 たのではなく、 の方法論争がまさに方法論争であったことを示してもいる。 的 は 0) その意味では政治的 ケ È 問 張 ル 題 か セ に につ 主張 なり ン お 0 ワイマ 4. モデル! V) 議 て、 を ては、 方法そのもの 論は弱点を有 1 九世 実質的 化され ル 期国法学におい 後述するように、 紀的 主張の次元ではともかく、 には たもの 自 ヘラー していた。 に政治性が含意され、 H 主 とは 義 0) に近い位置にあっ て、 Vi 系譜 その Ż, 何 か 0) 批判的 しその 故方法と主体とい 中 に位 0 孤 E 置づけ、 主体観 家学の 批 立 方法の選択が した 判 た。 的 意義 個 は 政治的意味を背景として闘 法則 ラーもそのことを知 人 つまり方法論争 ラー は ぅ を 批 問 論者に 政 主義の代表者として 題が 判 にも実質的に受け 治 O) よっ 係争点である 玉 対 象とした。 家 て等しく は単 法 0 中 て。 批

循環論に対する答にもなるはずである。

か を中心とした体制を支えられるのか。この点が問題となるが、それは先に触れた民主主義的手続と相対主義的 が 明らかになった。 方法論的に転換した後に、この主体像はい かにして確保されるのか。 この主体によって議会制 7人格と

の主権論を検討し、 おける「循環論」 次章ではケルゼンの形式的な政治理解のある意味では極点にある「法主権論」 主権の問題というすぐれて法学的な問題に対する「政治的」 の問題に対する態度をも見ておきたい。 アプローチの構成を通じて、 に批判を加えたシュミットとヘラー

1 Kelsen, Reine Rechtslehre, 1. Aufl., S. 99/100, 邦訳 一五五-一五六頁

に

- 2 Perelmann, Law, Philosophy and Argumentation, p. 158; Law and Philosophy, p. 172, in: Justice, Law and Argumentation.
- 3 などを念頭においている ここで公共的フォーラム論としては、 田中成明の裁判論(『裁判をめぐる法と政治』)、旗手俊彦『「正義のフォーラム」の法哲学』
- 4 Kelsen, Staatsform und Weltanschaung (1933), in: WrS., S. 1923-1942, 「国家形式と世界観」 一所収。 (長尾龍一 訳 『自然法論と法
- 5 2. Aufl., S. 144 ff., bes. S. 151. 体系思考に対して、問題思考というアンチ・テーゼを立てるトピク法論には、体系的思考様式をと 的 は、 る側から批判が当然提出され のトピク論者はトポイと考えている。クリーレはその他に、 を挙げる (アレクシーも法的議論の特徴という観点から、トピク法論には実定法規の拘束力への配慮が足りないという。Alexy, Theorie der 共通の拠点としては一層多くのものが考えられる。 論理の推論手続は、 客観法への拘束という法律学の本質に欠けるという)、基本的に対話的合理性の立場をとる論者からも疑問点が提出されている (岩倉正博 「法適用と議論」『実践地平の法理論』所収、 アリストテレス以来、三段論法の大前提として考えられており、 (例えば、 C-W. Canaris, Systemdenken und Systembegriff in der Jurisprudenz, 2. Aufl., S. 135 ff. レトリック法論者は「実定法規・法原則・法価値 法原則を挙げている。Martin Kriele, Theorie der Rechtsgewinnung 九四頁参照)。クリーレによれば、 体系的解釈等の法的解釈の諸要素も、 類推解釈、 ・判例・法学説・ 反対解釈等々の法 社会通念

juristischen Argumentation, S. 33 ff.)。勿論、「学」の性格という観点から体系性は必要であるという異論もあるが、 位置付けることができよう。 コントロールという点での体系性の必要性という関心は両者に共通する批判である。共通の拠点の必要性が持つ意義の一 ロール可能性、 批判可能性、 服従の正当化といった問題の視角から扱っていることを付け加えておきたい。 ここでは問題を現実の制度との関係で考察しているので、取り合えず決定の客観性の要請も、 環として

- $\widehat{6}$ Kelsen, Foundations of Democracy, p. 77, 邦訳二〇三頁。
- 7 Kelsen, Wesen und Entwicklung der Staatsgerichtsbarkeit, in: VVDStrl., Heft 5 (1929), S.
- 8 24.)。なお、実定法の他にも法的ドグマーティクも法的議論の特徴的要素であると考えるものとして、Alexy, Theorie der juristsis tion も参照 れ、「一般的な実践的議論の不確実性の縮小に仕える」とされている。この点については、Perelmann, Justice, Law and Argumenta chen Argumentation, S. 326 ff. 法的ドグマーティクは、安定化機能、 変的なものと考えられている。 裁判過程での合法性原理とコンセンサス原理との関係については、田中成明「法的思考の合理性について(四)」 (『法学教室』No 特にアレクシーでは明言されているが、一般的な実践的議論への訴えの道が残されており、 進步機能、免除機能、 抑制機能、 策出機能をもつものとさ 法的ドグマは相対的・可
- 9 Kelsen, Geschworenengericht und Demokratie. Das Prinzip der Legalität, in: WrS., S. 1777-1779
- $\widehat{10}$ Kelsen, Wesen und Entwicklung der Staatsgerichtsbarkeit, S. 56/57
- $\widehat{11}$ Kelsen, Wesen und Entwicklung der Staatsgerichtsbarkeit, S. 77.
- 12 と考えていたのではないかと思われる。 ことを予想してはいたが、 ではある。 両者が現存社会秩序に与えるインパクトには大きな差はあるし、憲法裁判所で代替可能と考えること自体、 もっともケルゼン自身は恐らくこのような制度的処理では解決し得ない事態(これこそ抵抗権の問題なのだか) かような事態を論ずることではなく、 かような事態を未然に防ぐのが 一法生產論」 の具体的課題である かなり楽観的
- 13 決がきっかけであった。 ケルゼンが判事職を追われるに至ったのも、 婚姻特別免除という離婚を認めない宗教上の教義と深い関係のある問題に対する判
- 14 思えないが)。 裁判所に関しては、 ケルゼンは濫訴の危険性を配慮して、 利害関係者全てが当事者として訴訟に関係するというような手続上の問題もある 一般市民の提訴による actio popularis を認めていないが、 (現実にはとても可能とは 議会に反映されな

利益の保護という観点からは問題が残る。Vgl. Kelsen, Wesen und Entwicklung der Staatsgerichtsbarkeit, S. 74 ff.

- <u>15</u> in : WrS., S. 1923-1942, 「国家形式と世界観」(長尾龍一訳)『自然法論と法実証主義』所収 Vom Wesen und Wert der Demokratie, 2. Aufl., S. 98 ff., 邦訳二二人真以下、Kelsen, Staatsform und Weltanschaung (1933),
- $\widehat{16}$ 定式化するものと評価することができよう。 レトリック法論の問題、 或いはハバーマスの言う理想的発話状態の問題はこのような次元での合理性の問題や人間の能力を再び
- <u>17</u> Kelsen, Politische Weltanschaung und Erziehung (1917), in: WrS., S. 1501-1524.
- $\widehat{18}$ 今井弘道「所有的個人主義批判者としてのハンス・ケルゼン」『北大法学論集』三二巻一号所収
- $\widehat{19}$ 義とはいえないと思われる。 義と理解するものである。 参照、今井「所有的個人主義批判者としてのハンス・ケルゼン」及び手島孝『ケルゼニズム考』。後者はケルゼンの主張を自由 私見では、 ケルゼンの主張は、政治的には自由主義といってよいと思われるが、 経済的意味での自
- (20) この概念は、佐々木毅『いま政治に何が可能か』によっている。